

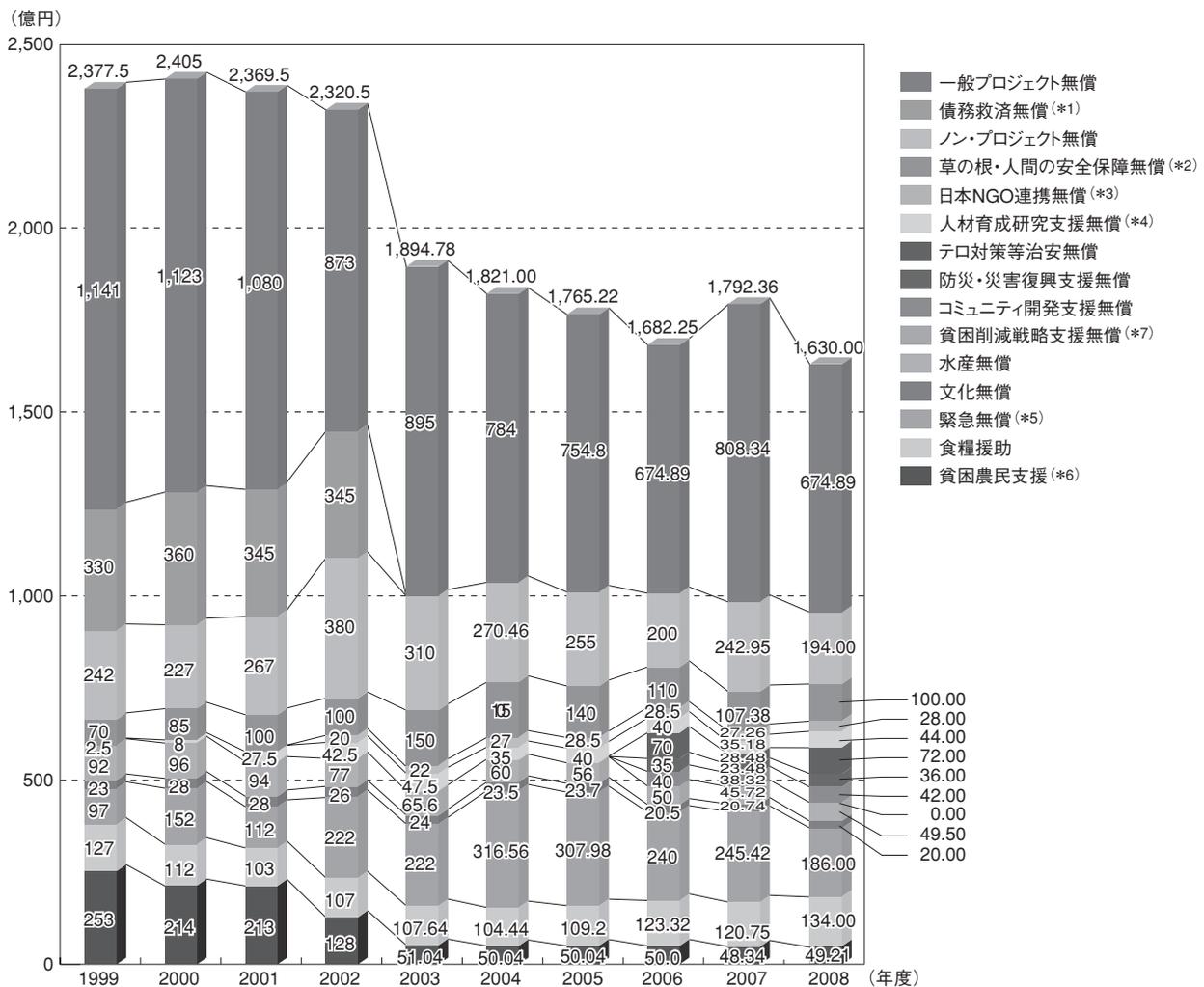
第3章 主な事業と関係機関の実績

第1節 二国間贈与

1 無償資金協力実施状況

(1) 主要実績

図表-34 無償資金協力事業予算の推移



*1 2002年度をもって廃止。
 *2 2003年度より草の根無償から名称変更。
 *3 2007年度より日本NGO支援無償から名称変更。
 *4 1999年度より開始した留学生支援無償は、2001年度より留学生研究支援無償となり、2007年度より人材育成研究支援無償となった。
 *5 1995年度より災害緊急援助から名称変更。
 *6 2005年度より食糧増産援助から名称変更。
 *7 2008年度より貧困削減戦略支援無償は新規項目。

図表-35 無償資金協力地域別配分

2007年度

(単位:上段:億円、下段();%)

区分	地域	2007年度							小計
		アジア	アフリカ	大洋州	中東	中南米	東 欧 中央アジア	その他	
経済開発等援助費	一般プロジェクト	236.50 (35.46)	272.61 (40.87)	13.46 (2.02)	53.65 (8.04)	53.00 (7.95)	37.73 (5.66)	—	666.95 (100.00)
	ノン・プロジェクト	47.00 (24.61)	67.00 (35.08)	5.00 (2.62)	58.00 (30.37)	11.00 (5.76)	3.00 (1.57)	—	191.00 (100.00)
	平和構築支援	15.74 (16.90)	37.65 (40.41)	—	39.77 (42.69)	—	—	—	93.16 (100.00)
	貧 困 削 減	—	9.68 (100.00)	—	—	—	—	—	9.68 (100.00)
	草 の 根	35.01 (29.52)	15.75 (13.28)	5.77 (4.87)	18.68 (15.75)	33.14 (27.94)	10.25 (8.64)	—	118.60 (100.00)
	NGO連携	6.65 (36.96)	3.04 (16.90)	0.40 (2.22)	3.13 (17.40)	0.20 (1.11)	0.30 (1.67)	4.27 (23.74)	17.99 (100.00)
	人材育成	38.75 (88.51)	—	—	—	—	5.03 (11.49)	—	43.78 (100.00)
	テロ対策等治安	10.82 (100.00)	—	—	—	—	—	—	10.82 (100.00)
	防災・災害復興支援	25.86 (50.46)	—	6.20 (12.10)	7.82 (15.26)	11.37 (22.19)	—	—	51.25 (100.00)
	コミュニティ開発支援	19.69 (20.82)	60.58 (64.05)	—	—	14.31 (15.13)	—	—	94.58 (100.00)
	水 産	10.70 (23.27)	7.54 (16.39)	9.32 (20.27)	9.68 (21.05)	8.75 (19.03)	—	—	45.99 (100.00)
	文 化	6.97 (34.97)	1.02 (5.12)	—	4.49 (22.53)	2.31 (11.59)	5.14 (25.79)	—	19.93 (100.00)
	緊 急	11.71 (27.80)	9.42 (22.36)	0.58 (1.38)	18.43 (43.76)	1.98 (4.70)	—	—	42.12 (100.00)
	小 計	465.40 (33.10)	484.29 (34.45)	40.73 (2.90)	213.65 (15.20)	136.06 (9.68)	61.45 (4.37)	4.27 (0.30)	1405.85 (100.00)
食糧増産等援助費	K R	16.70 (10.46)	126.90 (79.51)	—	11.20 (7.02)	4.80 (3.01)	—	—	159.60 (11.35)
	2 K R	9.00 (15.73)	27.90 (48.78)	—	4.80 (8.39)	9.50 (16.61)	3.70 (6.47)	2.30 (4.02)	57.20 (4.07)
	小 計	25.70 (11.85)	154.80 (71.40)	—	16.00 (7.38)	14.30 (6.60)	3.70 (1.71)	2.30 (1.06)	216.80 (100.00)
合 計	491.10 (30.27)	639.09 (39.39)	40.73 (2.51)	229.65 (14.15)	150.36 (9.27)	65.15 (4.02)	6.57 (0.40)	1622.65 (100.00)	

* 四捨五入の関係上、数字が合わないことがある。
(上段:実質実績額(E/Nベース)、()内:各区分(一般等)に占める割合)

図表-36 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(単位:億円)

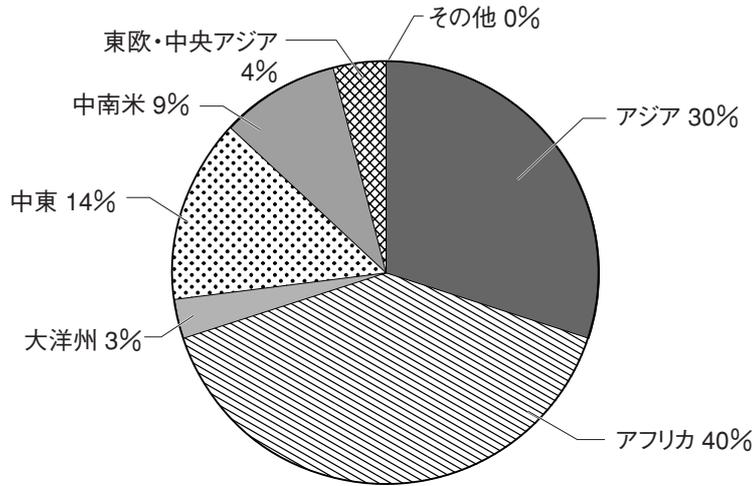
順位	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額
1	イ ラ ク	835.59	イ ラ ク	157.92	アフガニスタン	122.65	カンボジア	68.92
2	インドネシア	187.66	アフガニスタン	113.19	イ ラ ク	116.67	アフガニスタン	68.65
3	スリランカ	114.69	パキスタン	100.13	ス ー ダ ン	67.24	インドネシア	66.64
4	パレスチナ	88.63	カンボジア	69.09	カンボジア	65.07	タンザニア	57.05
5	アフガニスタン	85.76	パレスチナ	64.40	インドネシア	53.71	ス ー ダ ン	54.07
6	ヨ ル ダ ン	67.45	インドネシア	63.32	パキスタン	51.96	ラ オ ス	51.79
7	カンボジア	66.93	ス ー ダ ン	60.19	パレスチナ	44.90	パキスタン	47.63
8	ベ ト ナ ム	49.14	ニカラグア	48.85	ネ パ ー ル	44.36	ケ ニ ア	44.59
9	パキスタン	48.63	ベ ト ナ ム	44.65	ラ オ ス	43.38	エチオピア	43.79
10	ネ パ ー ル	41.29	ラ オ ス	42.35	モ ン ゴ ル	43.30	パレスチナ	43.44
合計		1,585.77		764.10		653.22		546.58

* 債務救済は除く。
2003年度、2004年度、2006年度実績では補正予算を含む。

図表-37 無償資金協力地域別割合

2007年度

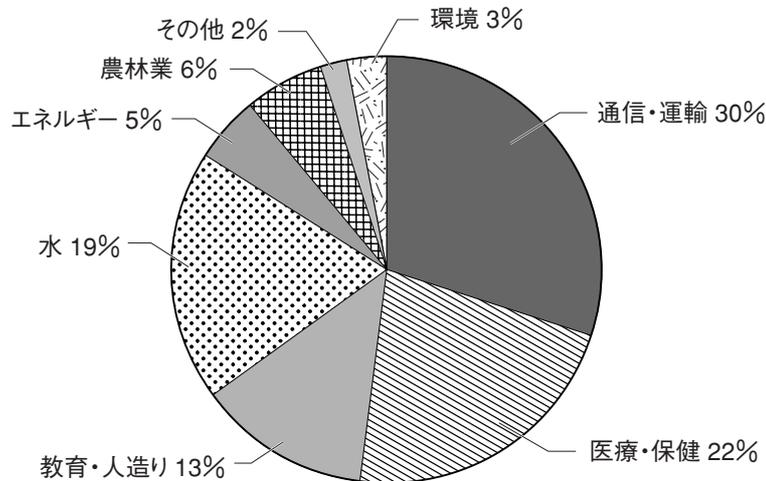
(E/Nベース)



図表-38 一般プロジェクト無償の分野別割合

2007年度

(E/Nベース)



図表-39 プロジェクト型無償資金協力

(E/Nベース) (単位:億円、%)

分野	会計年度 実績	2006年度			2007年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
環	境	6	21.76	2.69	4	18.99	2.17
通	信・運	38	230.69	28.54	46	220.67	25.24
医	療・保	39	180.83	22.37	38	133.31	15.25
教	育・人	15	109.01	13.49	19	145.3	16.62
	水	30	155.21	19.20	26	135.67	15.52
エ	ネ	6	42.54	5.26	10	55.57	6.35
地	雷	0	0.00	0.00	1	4.84	0.55
農	林・水	7	51.81	6.41	17	106.48	12.18
防	災・災				5	41.53	4.75
そ	の	3	16.49	2.04	3	12.07	1.38
	他						
	計	144	808.34	100.00	169	874.43	100.00

* 一般無償のうち、債務救済、ノンプロ、留学生研究支援無償、草の根・人間の安全保障無償、NGO支援無償は含まれない。

図表-40 一般プロジェクト無償地域別配分

2007年度

(E/Nベース) (単位:億円、%)

実績 分野	アジア		アフリカ		大洋州		中 東		中南米		東欧・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
環 境	14.50	76.36	0.00	0.00	0.00	0.00	4.49	23.64	0.00	0.00	0.00	0.00	18.99	100.00
通信・運輸	83.71	37.93	87.75	39.77	12.59	5.71	1.49	0.68	13.93	6.31	21.20	9.61	220.67	100.00
医療・保健	38.63	28.98	59.26	44.45	0.00	0.00	6.28	4.71	18.40	13.80	10.74	8.06	133.31	100.00
教育・人作り	30.25	20.82	92.52	63.68	0.00	0.00	8.22	5.66	14.31	9.85	0.00	0.00	145.30	100.00
水	33.06	24.37	54.67	40.30	0.00	0.00	27.00	19.90	20.45	15.07	0.49	0.36	135.67	100.00
エネルギー	22.20	39.95	26.30	47.33	7.07	12.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	55.57	100.00
地 雷	4.84	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.84	100.00
農林水産	43.29	40.66	20.23	19.00	9.32	8.75	15.85	14.89	12.49	11.73	5.30	4.98	106.48	100.00
防災・災害	25.86	62.27	0.00	0.00	0.00	0.00	7.82	18.83	7.85	18.90	0.00	0.00	41.53	100.00
そ の 他	12.07	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.07	100.00
合 計	308.41	35.27	340.73	38.97	28.98	3.31	71.15	8.14	87.43	10.00	37.73	4.31	874.43	100.00

図表-41 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(E/Nベース) (単位:上段:億円、下段():%)

実績 分野	2005年度			2006年度			2007年度		
	一 般	水 産	計	一 般	水 産	計	一 般	水 産	計
施 設 建 設	233.48 (27.92)	15.86 (45.25)	249.34 (28.62)	283.27 (35.04)	9.60 (21.00)	292.87 (34.29)	254.76 (38.20)	4.48 (9.74)	259.24 (36.36)
機 材 供 与	167.95 (20.08)	1.06 (3.02)	169.01 (19.40)	195.17 (24.14)	4.88 (10.67)	200.05 (23.42)	161.76 (24.25)	0.00 (0.00)	161.76 (22.69)
施 設 ・ 機 材	409.39 (48.96)	18.13 (51.73)	427.52 (49.07)	322.89 (39.94)	31.24 (68.33)	354.13 (41.46)	240.18 (36.01)	41.51 (90.26)	281.69 (39.61)
詳 細 設 計	10.53 (1.26)	0.00 (0.00)	10.53 (1.21)	7.01 (0.87)	0.00 (0.00)	7.01 (0.82)	1.025 (1.54)	0.00 (0.00)	1.025 (1.44)
そ の 他	14.88 (1.78)	0.00 (0.00)	14.88 (1.71)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
合 計	836.23 (100.00)	35.05 (100.00)	871.28 (100.00)	808.34 (100.00)	45.72 (100.00)	854.06 (100.00)	666.95 (100.00)	45.99 (100.00)	712.94 (100.00)

* 分野の「その他」は施設・機材と詳細設計にまたがる案件を含む。

図表-42 一般無償資金協力等のLDC等への配分実績

(E/Nベース) (シェア:%)

区 分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
LDC	45.00	37.60	50.50	50.43	51.72
その他	55.00	62.40	49.50	49.57	48.28

* 債務救済を含む。一般プロジェクト、債務救済、ノンプロ、水産無償についての合計を分類。

(2) 主な事業概要と実績

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1969年より開始された。

◆経緯・目的◆

諸外国や国際機関による援助が日本の戦後復興において重要な役割を果たした経験を踏まえ、開始された。開発途上国の経済・社会開発、民生の安定と福祉の向上に貢献することを目的としており、教育・人づくり、通信・運輸、医療・保健、農林・水産、給水といった幅広い分野におけるプロジェクト(施設建設や資機材調達等の事業)のために必要な資金の協力を行うものである。

基本的に経済収益性が低く、開発途上国が自己資金あるいは借入れ資金により対応することが比較的困難なもので、住民の生活水準の向上に直結している案件(基礎生活分野)あるいは「人づくり」に貢献する案件に対する協力を中心としている。さらに後発開発途上国(LDC)等については、橋梁や道路建設などの基礎インフラの整備についても協力を行っている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

被援助国が事業の実施主体となり、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、施設の建設および役務の調達を行う。日本政府が資機材、施設を直接調達して供与するといういわゆる現物供与の援助形態はとっていない。

主な対象分野としては、医療・保健、衛生、水供給、初等・中等教育などの基礎生活分野(BHN)、人づくり分野、基礎インフラのほか、紛争予防・平和構築や対人地雷対策、気候変動対策などがあり、多様化する支援ニーズに柔軟かつ積極的に対応している。

事業の実施に当たっては、日本の専門家の派遣をはじめとする各種技術協力との連携を図る等により、被援助国関係者が技術的に十分習熟し、関連の機材・施設などをより一層有効に活用できるように

図っている。

◆審査・決定プロセス◆

一般プロジェクト無償は開発途上国からの援助要請に始まり、日本政府部内における要請内容・妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額が算定され、被援助国との交換公文署名により確定される。

開発途上国からの援助要請は、主として日本の在外公館を通じて提出される。外務省はこうした要請に関して、無償資金協力の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、関係省庁の技術的知見も活用しつつ、必要に応じて国際協力機構(JICA)による事前の現地調査(協力準備調査)を行い、妥当性の裏付けを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。これらを踏まえて日本政府部内の調整を行った上で、交換公文を署名する。交換公文の署名は、通常日本の駐在大使と被援助国政府の署名権限を有する閣僚などとの間で行われる。

交換公文においては、プロジェクトの名称、供与限度額が定められる。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

(1) 交換公文署名後、被援助国政府(実施機関)は、案件の実施について日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結ぶ(契約締結の後、JICAは契約書の認証を行う)。請負・調達業者の選定方法は、経済性、効率性および公平性の観点から、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者はこの契約に基づきプロジェクトに必要な設備整備資機材、設備および役務の調達を行う。資金は契約履行の進捗に応じて、被援助国名義口座に払い込まれる。

(2) 交換公文署名後におけるプロジェクト実施主体は被援助国政府(機関)であるが、プロジェクトにおける施設の建設、資機材の引き渡しに適正、迅速かつ支障なく行われることを確保するため、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理の

案件の実施に執拗な業務を行う

プロジェクト実施後、在外公館、JICAは、被援助国政府(機関)より当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、または現地JICA事務所の協力を受けるなどしてプロジェクトの実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度実績は、実施国数69か国、実施件数141件、供与総額は約667億円となっている。2006年度(144件、約815億円)と比較すると、金額にして約18.2%の減少となった。

◆地域別実績◆

(E/Nベース) (単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2006年度			2007年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア		43	268.23	33.18	42	236.50	35.46
アフリカ		50	273.16	33.79	59	272.61	40.87
大洋州		5	30.03	3.72	6	13.46	2.02
中東		15	89.82	11.11	11	53.65	8.04
中南米		22	94.02	11.63	14	53.00	7.95
東欧・中央アジア		9	53.08	6.57	9	37.73	5.66
合計		144	808.34	100.00	141	808.34	100.00

◆分野別実績◆

一般プロジェクト無償を分野別に見ると、環境2.85%、通信・運輸31.63%、医療・保健19.99%、教育・人づくり8.96%、水20.34%、エネルギー8.33%、農林業・水産業7.71%、その他0.19%となっているが、件数金額ともに第1位を占めた通信・運輸分野の2007年度実績は、計44件約210億9,500万円(同分野の2006年度実績は、39件237億630万円)となっている。

② ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救援活動等の事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェクト無償資金協力」と称される。

◆経緯・目的◆

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、同努力の推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

(1) 第一次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネチア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のため

めには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきたことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

(2) 第二次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルジュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な

経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

(3) 第三次経済構造改善努力支援無償援助 (1991年ミュンヘン・サミットで表明)

第一次、第二次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5億～7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

- (4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度においてノンプロ無償を予算化している。
- (5) 1998年度には被援助国が策定する分野(セクター)別の開発計画の実施のために、被援助国の合意の上、見返り資金を集中的に活用する「環境・社会開発セクター・プログラム無償」を創設した(2000年度よりセクター・プログラム無償に改称)。
- (6) 2002年度には、開発途上国における紛争の予防または再発防止を目的とするプログラム(除隊兵士の社会復帰支援、小型武器廃棄支援等)を支援する「紛争予防・平和構築無償」を新設した。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

世界銀行IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国より日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

◆審査・決定プロセス◆

各開発途上国より日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済構造改善に対する取組、経済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

E/N署名後、日本より被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、貧困削減等の経済構造改善努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定通り適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金(外貨)を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、在外公館を通じて日本政府と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は実施国数23か国、実施件数23件、供与額総額293億8,400万円であった。

◆地域別実績◆

(E/Nベース) (単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2006年度		2007年度	
		金額	シェア	金額	シェア
アジア		43.00	18	62.74	21
アフリカ		85.47	35	114.33	39
大洋州		6.00	2	5.00	2
中東		92.48	38	97.77	33
中南米		13.00	5	11.00	4
東欧・中央アジア		3.00	1	3.00	1
合計		242.95	100	293.84	100

③ 草の根・人間の安全保障無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。1995年度より「草の根無償資金協力」、2003年度より「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

◆経緯・目的◆

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性、主要援助国が小規模な無償援助の実施により大きな外交成果を挙げていること、政府開発援助行政監察において小規模無償制度の導入につき勧告されたこと、等から創設された。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動しているNGO(非政府団体)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、当該国の諸事情に精通している日本の在外公館が中心となって資金協力を行うもの。一件当たりの援助の規模は原則1千万円までと比較的小規模ではあるが(内容に応じ、最大1億円まで認められる)、草の根レベルに直接裨益するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。

草の根・人間の安全保障無償資金協力の主な重点分野は、[1]保健・医療、[2]基礎教育、[3]民生・環境改善等の基礎生活分野である。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入の他、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費(事務所経費、人件費等)については支援の対象とはならない。

◆審査・決定プロセス◆

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、要請プロジェクトの内容、規模、援助効果、実施した場合の外交的な効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を

承認する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

案件の実施が決まると、日本の在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約が締結される。この贈与契約においては、プロジェクトの名称・目的・内容、要請団体の名称、供与限度額、用途、および供与された資金が適正に使用されるべきことを定めた適正使用条項等が定められる。

契約の締結を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(または見積書)の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。

プロジェクト実施後は、在外公館は、被供与団体より当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、またプロジェクト・サイトの現地確認などを行う。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は実施国数121か国・1地域、実施件数1,235件、供与限度額総額約118億円であった。

◆地域別実績◆

2007年度は、2006年度と比較して、アジア・NIS諸国の金額が最も多くなっており、中南米、アフリカがそれに続いている。

(2007年度、承認額ベース)

地域	国数	件数(%)	金額(単位:円、%)
中近東	12か国・1地域	167 (13.52)	1,867,588,689 (15.75)
アジア・NIS諸国	27か国	404 (32.71)	4,173,160,546 (35.19)
中南米	26か国	364 (29.47)	3,313,768,281 (27.94)
アフリカ	29か国	189 (15.30)	1,574,895,306 (13.28)
大洋州	12か国	70 (5.67)	576,712,125 (4.86)
欧州	7か国	41 (3.32)	352,467,339 (2.97)
合計	121か国・1地域	1,235 (100.00)	11,858,592,286 (100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある

◆分野別実績◆

分野別の実績は下表のとおり。学校建設など初等教育を中心とした「教育研究」分野の案件が、2006年度に引き続き最も多くなっている。また、障害者対策・飲料水供給などの「民生環境」分野や、医

療機材供与・エイズ対策などの「医療保健」分野の案件も大きな割合を占めている。

(2007年度、贈与契約ベース)

分野	件数 (%)	金額 (単位:円、%)
教育研究	589 (47.69)	5,237,411,550 (44.17)
民生環境	248 (20.08)	2,087,549,319 (17.6)
医療保健	247 (20.00)	2,010,981,113 (16.96)
通信運輸	42 (3.40)	394,371,808 (3.33)
農林水産	72 (5.83)	622,936,260 (5.25)
その他	37 (3.00)	1,505,342,236 (12.69)
合計	1,235 (100.00)	11,858,592,286 (100.00)

* 上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。

◆被供与団体別実績◆

被供与団体別の実績は下表のとおり。2006年に引き続き、NGO、特にローカルNGOに対する供与が最も多く全体の半数以上を占め、地方公共団体・教育機関に対する供与が続いている。

(2007年度、贈与契約ベース)

団体別	件数 (%)	金額 (単位:円、%)
NGO 計	632 (51.17)	6,246,735,056 (52.68)
ローカルNGO	585 (47.37)	5,189,849,582 (43.76)
国際NGO	47 (3.81)	1,056,885,474 (8.91)
地方公共団体	317 (25.67)	2,799,620,446 (23.61)
教育機関	155 (12.55)	1,308,047,134 (11.03)
医療機関	82 (6.64)	666,377,011 (5.62)
政府関係機関	37 (3.00)	756,168,282 (6.38)
その他	12 (0.97)	81,644,357 (0.69)
合計	1235 (100.00)	11,858,592,286 (100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

④ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更。

◆経緯・目的◆

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきた NGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設したもの。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

日本NGO連携無償資金協力は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力をを行う。具体的には、次の6分野からなる。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに

直接利益となる経済・社会開発協力事業に対して資金協力をを行う(供与限度額:原則1,000万円(ただし、過去の実績により500万円の場合あり)、最大5,000万円。ただし、人間の安全保障の理念が強く反映され、供与額が5,000万円を超える事業については限度額最大1億円まで認める^(注))。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済・社会開発協力事業に対し資金協力をを行う(供与限度額は上記(1)と同様)。

(3) 緊急人道支援活動(ジャパン・プラットフォームへの支援も含む)

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力をを行う(供与限度額:1億円)。

(4) リサイクル物資輸送費

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するに

注: 人間の安全保障無償の理念が反映されている事業としては、当面、以下のものを優先する。

- ① コミュニティの能力向上のための基礎教育
- ② 紛争後の難民・避難民帰還
- ③ 難民・避難民への母子保健
- ④ 地雷除去活動
- ⑤ HIV等感染症対策。

あたり、その輸送費等に対し資金協力を行う(供与限度額:1,000万円)。

(5) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績をもつ日本のNGOが、貧困層の人々に対し少額・無担保の貸し付けを行う場合、原資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(6) 対人地雷関係

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を提供する(供与限度額:1億円)。

◆審査・決定プロセス◆

日本の在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への利益効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部機関、在外公館による審査をもとに外務本省にて検討し、案件の採否を決定する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および事業完了報告書を在外公館(あるいは外務本省)に提出する。在外公館は事業の必要に応じモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は、実施国数26か国1地域、実施件数64件、供与限度額総額約13.7億円であった(その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援として12.3億円の拠出実績がある)。

◆地域別実績◆

全体としては、アジアにおける協力が、件数・金額ともに最も多いが、国別に見ると2007年度はアフガニスタンとカンボジアが最も多い。

(2007年度、G/Cベース)

地域	国数	件数 (%)	金額(単位:百万円、%)
アジア	10	36 (56.0)	665 (48.0)
大洋州	2	3 (5.0)	40 (3.0)
中近東	3	10 (16.0)	313 (23.0)
アフリカ	7	12 (19.0)	304 (22.0)
中南米	1	1 (2.0)	20 (1.0)
NIS諸国	1	2 (3.0)	30 (2.0)
合計	22	64 (100.0)	1,372 (100.0)

◆分野別実績◆

分野	件数 (%)	金額(単位:百万円、%)
教育協力	28 (44.0)	455 (33.0)
医療・保険	18 (28.0)	340 (25.0)
民生環境	11 (17.0)	183 (13.0)
農林水産	2 (3.0)	29 (2.0)
通信運輸	—	—
その他(地雷除去等)	5 (8.0)	355 (26.0)
合計	64 (100.0)	1372 (100.0)

⑤ 人材育成研究支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1999年度、「留学生支援無償」として創設。2001年度に「研究支援無償」を導入し「留学研究支援無償」と改称。その後、2007年度に「留学生支援無償」を「人材育成支援無償」と改称したことから、「人材育成研究支援無償」と改称。

経緯・目的

「人材育成支援無償」は開発途上国の社会、経済開発に関わり将来的役割を果たすことが期待される若手行政官などに対する、日本における学位取得(修士)を通じた人材育成事業。

「研究支援無償」は開発途上国の抱える経済・社会開発上の深刻な諸課題(対人地雷対策、感染症、環境破壊等)を解決するために、これらを抜本的・効果的に解決する新技術等の研究・開発を目的に、研究者が行う研究活動を支援するもの。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

「人材育成支援無償」は、開発途上国が組織的・計画的に日本に人材を派遣する人材育成計画を策定し、交換公文による両国の合意の下、対象者の渡航費、滞在費、学費、計画を実施するにあ

たり必要となる資金を供与する。

「研究支援無償」は開発途上国が直面する経済・社会開発上の課題について、日本および途上国の研究者が行う研究活動に必要な渡航費・滞在費・研究費等を支援する。

◆ 審査・決定プロセス ◆

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心に選定している。

◆ 決定後の案件実施の仕組み ◆

「人材育成支援無償」は、閣議決定後速やかに、日本と被援助国の間で、資金供与に関する交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額等が定められている。

E/N署名後、被援助国とJICAが指定する実施代理機関との間の実施契約に基づき、実施代理機関が候補者の公募、選考手続き事務、学費および奨学金等の一括支払い管理、モニタリング、帰国後のフォローアップを行うこととなる。

具体的に、受入大学院・コースの選定については、国公立・私立を問わず、受入のため然るべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、それを対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致したコースに対象者を受け入れることとなる(受入人数は1コースあたり5人程度)。各コースは、各国における人材育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考については、公募により広く人材を発掘するが、相手国政府等からの推薦も考慮することとし、作成される人材リストの中から、日本と相手国の関係機関等により構成される「運営委員会」(コミッティ)が、候補者の学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

「研究支援無償」は、閣議決定後速やかに、日本と被援助国の間で、資金供与に関するE/Nの署名が行われる。このE/Nには、供与金額等が定められている。

E/N署名後、被援助国と日本政府はまたは日本政府の推薦する実施代理機関との間の実施契約に基づき、実施代理店が研究者の公募、選考手続き事務、必要経費および研究費用の一括支払い管理、研究成果報告等を行うこととなる。

3. 最近の活動内容

◆ 概要 ◆

・ 人材育成支援無償

2007年度は、カンボジア、中国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、キルギスから計268名の受け入れを行った。

・ 研究支援無償

2005年度は、カンボジア「地雷除去活動支援機材開発研究計画」に対する4.16億円の支援を行った。2006年度および2007年度の実績は無し。

⑥ テロ対策等治安無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆ 開始時期 ◆

2006年度から開始。

◆ 経緯・目的 ◆

テロ、海賊、薬物、人身取引といった国境を越える犯罪の問題は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、2004年3月にマラッカ海峡で発生した日本船舶・船員に対する海賊事件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。

また、発展途上国、特にアフガニスタン、イラク等の紛争後の国または地域においては、治安状況の安定が経済社会開発を着実に進めていく上で必要不可欠な前提となっている。このような治安対策分野の重要性にかんがみ、2006年度より開始した。

2. 事業の仕組み

◆ 概要 ◆

中進国を含む幅広い国を対象に警察能力強化、海上保安機関能力強化、港湾保安強化、空港保

安強化、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

◆審査・決定プロセス◆

一般プロジェクト無償と同様、被援助国からの要請に基づくJICAの事前調査を通じて形成されるプロジェクト型供与と、国際機関または地域機関などにより形成・実施されるプログラム型案件（機材供与、ネットワーク作りのためのソフト支援、訓練実施等）への資金供与を行うものがある。

候補案件は、要請内容、当該国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、当該国に対する日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、当該国の経済社会情勢、日本との二国間関係等を総合的に検討した上で、採択する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

プロジェクト型は一般プロジェクト無償に準ずる。プログラム型については、国際機関などと交換公文署名を行い、契約、調達、実施監理については国際機関等の責任の下で行う。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

- フィリピン 「海上保安通信システム強化計画」
（供与限度額：6.09億円）
- マレーシア 「海上整備強化機材整備整備計画」
（供与限度額：4.73億円）
- 2008年度予算は60億円。

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2006年度から開始。

◆経緯・目的◆

2004年12月に発生したスマトラ沖地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災対策への関心のたかまりを受け、2006年度より開始した。

防災・災害復興分野の支援は、我が国の経験と知見に基づいた国際貢献を行うことのできる分野であるほか、海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。防災・災害復興支援無償の導入により、プロジェクト型の支援に加え、プログラム型支援を行うことで、災害直後から本格的な復旧・復興まで切れ目のない支援を行う。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

中進国を含めた幅広い国を対象に、防災支援、災害・復興支援を行う。

◆審査・決定プロセス◆

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づき行うプロジェクト型支援と、国際機関などが行うプログラム型の支援、および、二国間支

援で協力準備に基づき、調達代理機関が事業監理などを行うことにより資金を一括拠出（デイスバース）し、迅速かつ柔軟な活動を可能とするプログラム型支援がある。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。交換公文署名後速やかに相手国の口座への資金の一括拠出を行い、わが国政府と被援助国政府が密接に協議する場として「政府間協議会」（大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所等からなる委員会）を設置し、関係者間の調整を行う。

国際機関を通じたプログラム型支援については、閣議決定後すみやかに国際機関と交換公文署名を行い、契約、調達、実施監理については国際機関等の責任の下で行う。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度実績は次のとおり。

- (1) [二国間災害復興支援・プロジェクト型]
スリランカ 気象および防災情報ネットワーク改善計画（供与限度額：8.07億円）

フィリピン パンパンガ河およびアグノ河洪水警
報システム改善計画
(供与限度額:7.79億円)
バングラデシュ モクルビバザール気象レーダー
設置計画
(供与限度額:10億円)
パプアニューギニア マーカム橋緊急改修計画
(供与限度額:6.2億円)

モロッコ 洪水対策機材整備計画
(供与限度額:7.82億円)
ホンジュラス グァイモン橋架け替え計画
(供与限度額:3.52億円)
(2) [二国間災害復興支援・プログラム型]
ペルー イカ州地震被災地復興計画
(供与限度額:7.85億円)

⑧ コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2006年度から開始。

◆経緯・目的◆

- (1) 日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ドナーとのコスト格差の是正が求められている。こうした中、平成16年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノンプロ無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文(E/N)の期限の制約を受けず余裕もった工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、この時に培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。
- (2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント(学校、道路、給水等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を一括拠出する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可

能とする。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

JICAによる概略設計調査を実施し、事業規模と分野の組み合わせの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ大幅なコスト縮減を可能とする。

なお、大使館・JICA事務所のアクセスが困難など、実施体制が困難な国・地域については、国際機関経由の支援を実施する。

◆審査・決定プロセス◆

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、本省において実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

E/N締結後に被援助国若しくは国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約する。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティー」(大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所等からなる委員会)を設置し、事業の進捗などを確認する。

3. 最近の活動内容

2007年度案件(94.58億円)

- (1) ベトナム カマウ省森林被災地コミュニティ開発支援計画 (供与額:9.05億円)

- | | |
|---|--|
| <p>(2) ブータン 教育施設建設計画
(供与額:10.64億円)</p> <p>(3) アンゴラ ルアンダ州およびベンゲラ州における
コミュニティ参加を通じた子供のため
の環境警備建設計画 (UNICEF
経由) (供与額:9.75億円)</p> <p>(4) ウガンダ ウガンダ北部におけるコミュニティ参
加を通じた子供のための環境整備
計画 (UNICEF経由)
(供与額:5.37億円)</p> <p>(5) エチオピア オロミア州小学校建設計画
(供与額:10.04億円)</p> <p>(6) コンゴ共和国 ブラザビル市、プール州および
プラトー州におけるコミュニティ
参加を通じた子供のための環
境整備計画 (UNICEF経由)
(供与額:4.37億円)</p> <p>(7) コンゴ民主共和国 イツリ地方におけるコミュ
ニティ参加を通じた子供
のための環境整備計画
(UNICEF経由)
(供与額:3.76億円)</p> | <p>(8) スーダン 南部スーダンにおける教育施設建
設計画 (UNHCR経由)
(供与額:9.47億円)</p> <p>(9) ベナン 第四次小学校建設計画
(供与額:10.03億円)</p> <p>(10) レント 中等学校建設計画
(供与額:7.15億円)</p> <p>(11) ハイチ ポルトープランスにおけるコミュニティ参
加を通じた子供のための環境整備
計画 (UNICEF経由)
(供与額:4.62億円)</p> <p>(12) ボリビア ポトシ市およびスクレ市教育施設
建設計画 (供与額:9.69億円)</p> |
|---|--|

⑨ 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2007年度より開始された。

◆経緯・目的◆

1999年、世銀およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3～5年間の包括的な経済・社会開発計画である貧困削減戦略文書 (PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper) の導入を被援助国に要請していくことを決定した。決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政

管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大を狙う。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための財政支援枠組みを有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速

やかに両国が交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

◆審査・決定プロセス◆

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組みが整備されているか、プロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国政府の一般会計に、資金の用途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点は一般財政支援と同じであるが、資金の用途としてPRSP上の重点分野(教育、保健など)を特定するもの。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設

けられた特別会計(口座)に援助資金を供与するもの。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

閣議決定後、同資金協力について日本国政府と被援助国政府との間で交換公文(E/N)、また国際協力機構(JICA)との間で贈与契約(G/A)の署名が行われる。このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、用途などが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し援助資金が支払われる。

援助資金拠出後は、現地ODAタスクフォースが共同レビュー会合などにおける拠出資金のモニタリングや成果の評価に参加するとともに、被援助国の会計検査院報告などをフォローし、拠出した資金が適切に使用され、成果を上げているかどうかを確認する。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度は、2か国に対し総額9億6,750万円の供与を行った。具体的には、タンザニアに対し6億3,000万円のCOMMONFUND型財政支援を、ガーナに対し3億3,750万円の一般財政支援を実施した。

⑩ 水産無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

◆経緯・目的◆

1960年代後半より、多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる観点から創設された。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになってきていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用

の重要性が一層強く認識されていることから、こうした水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、その国の水産業の現状を十分に把握し、その国にとって最適であり、またその国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁業調査・訓練船の建造、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

◆ 審査・決定プロセス ◆

基本的に一般無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定にあたっては、日本との漁業分野における関係を考慮している。

◆ 決定後の案件実施の仕組み ◆

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

◆ 概要 ◆

2005年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度総額35億500万円であった。

2006年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度総額45億7,200万円であった。

2007年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度総額45億9,900万円であった。

◆ 地域別実績 ◆

(E/Nベース) (単位:億円)

地域	年度	2006年度		2007年度	
		件数	金額	件数	金額
アジア			0.00	1	10.70
アフリカ		1	0.00	2	7.54
大洋州		1	12.88	1	9.32
中東		1	1.06	1	9.68
中南米		3	21.11	1	8.75
東欧・中央アジア			0.00		0.00
合計		6	35.05	6	45.99

◆ 主要な実績 ◆

2006年度と同様、2007年度は沿岸漁業者のための漁港等の漁業生産基盤整備、国内消費の効率化を目的とした流通施設の整備・建設が大きな割合を占める。

⑪ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆ 開始時期 ◆

文化無償資金協力は、1975年度から開始された。その後、2000年度には「草の根文化無償資金協力」や、「文化遺産無償資金協力」が導入された。そして2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」が創設された。

◆ 経緯・目的 ◆

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償協力(「一般文化無償」、「草の根文化無償」)は重要な柱の1つとなっている。

2つの文化無償協力スキームのうち「一般文化無償」は、国家機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体を含む対象に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文

化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

◆ 概要 ◆

供与限度額は、「一般文化無償」は1件につき原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被供与国の文化・教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」並びにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2008年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループIVまでの国(2008年度の場合、2006年の一人当たりGNIが6,275米ドル以下の国)としている。

◆ 審査・決定プロセス ◆

相手国政府のとりまとめ省庁より日本大使館に要請が行われ、大使館は優良案件につき外務省に送付する。外務省ではこれらの中から事前調査の対象とする案件を決定し、調査の結果を基に実施につき検討する。実施決定となった場合、「一般文化無

償」は、相手国政府との間で交換公文を、また、「草の根文化無償」は、被供与機関と在外公館との間で、贈与契約を締結する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

「一般文化無償」は、交換公文締結後、一般競争入札を行い、調達業者を選定する。調達業者は相手被供与機関との間で調達契約を締結し、外務省の認証後、業者が調達を行う。機材は、現地到着後、引き渡しを行い、施設は完成後竣工する。一方、「草の根文化無償」は、贈与契約締結後、被供与機関が事前の三者見積りをとった業者より調達を受ける。

3. 最近の活動内容

◆活動の概要◆

2007年度までに130か国・地域に対して、合計1,569件、総額602億4,295万円(執行承認ベース)の文化無償協力を実施してきている。

◆地域別実績◆

(実施件数:閣議請議ベース、金額:一般文化は交換公文ベース、草の根は贈与契約ベース、単位:億円、シェア(%):実施件数ベース)

年度 地域	一般文化無償						草の根文化無償					
	2006年度			2007年度			2006年度			2007年度		
	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア・大洋州	3	3.95	14	4	6.37	35	7	0.47	20	9	0.68	30
中 東	1	0.46	5	1	4.36	24	3	0.23	6	3	0.13	7
アフリカ	4	4.51	19	2	0.89	5	1	0.02	2	3	0.12	6
中南米	9	6.74	43	3	1.54	9	11	0.67	23	11	0.77	38
欧州	1	0.51	5	3	4.26	24	10	0.73	21	7	0.23	11
中央アジア	3	1.2	14	1	0.50	3	3	0.29	6	2	0.15	8
合計	21	17.4	100	14	17.92	100	47	3.03	100	35	2.00	100

* 四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しない。

⑫ 緊急無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1973年度、「災害緊急援助」として創設。その後、1995年度に「民主化支援」、1996年度に「復興開発支援」、さらに2000年度に「NGO緊急活動支援無償」(注:2002年度より「日本NGO支援無償」に統合された)を加えた。

◆経緯・目的◆

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度より開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、

1995年度より開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度より開始。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡素化されていることが特徴として挙げられる。

◆審査・決定プロセス◆

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、この閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度は、件数19件(災害緊急援助14件、民主化支援2件、復興開発支援3件)、援助総額約42億円の緊急無償を実施した。

◆分野別実績および内容◆

・災害緊急援助

2007年度はソロモン諸島における地震・津波災害に対する緊急支援、ガルフール紛争の影響により発生したチャドおよび中央アフリカの国内避難民に対する緊急支援、レバノンにおけるパレスチナ難民の人道状況改善のための緊急支援、バングラデシュ人民共和国におけるサイクロン被害に対する緊急支援、ケニア人国内避難民に対する緊急支援などを行った結果、災害緊急援助の実施実績は約19.2億円となった。

・民主化支援

パキスタン総選挙および州議会選挙の実施に対する緊急支援およびブータンの総選挙に対する緊急支援として約5.3億円の援助を実施した。

・復興開発支援

イラク人国内避難民および周辺国(シリア、ヨルダン)における人道支援のための緊急支援およびパレスチナ人の医療状況などを改善するための緊急支援として約17.6億円の復興開発支援を行った。

(実績ベース)(単位:億円)

分野	2006年度		2007年度	
	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	8	26.62	14	19.22
民主化支援	5	15.73	2	5.28
復興開発支援	44	265.09	3	17.62
合計	57	307.45	19	42.12

⑬ 食糧援助(KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1968年度から開始。

◆経緯・目的◆

1964年に開始された関税引下げに関する多国間交渉(ケネディ・ラウンド交渉)の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定めるため、1967年に「1967年の国際穀物協定」の構成文書の

1つとして「1967年の食糧援助規約」が作成され、その後、累次更新を経て、現在の「1999年の食糧援助規約」に引き継がれている。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が国際協調の下、援助として拠出する穀物の量等を規定している(日本の年間最小拠出量は小麦換算で30万トン)。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度より一貫して食糧援助規約に基

づき食糧援助を実施している。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

食糧不足に直面している開発途上国からの援助要請を受け、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、外貨事情、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が小麦、米、メイズ等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状況等を踏まえつつ、WFP等の国際機関を通じてこれら社会的弱者難民等に対する食糧援助も実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況の緩和にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

◆審査・決定プロセス◆

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、外務省において、穀物の種類、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について政府部内で検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関を通じたの食糧援助も、これらの国際機関によるアピールに基づき同様な方法で決定している。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

二国間の食糧援助の場合、日本政府として実施を決定した後、被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文の署名を行う。

交換公文署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。交換公文の署名以後は、JICA支払いなどの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した穀物の本船渡し価格(FOB)の3分の2以上を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、日本と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関経由による食糧援助の場合

は、日本政府として実施を決定した後、同国際機関との間で、供与額を定めた交換公文の署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は、二国間援助として16か国の開発途上国に対し72億8,000万円、国際機関経由の難民・国内被災民等への援助として86億8,000万円、総額159億6,000万円となる。日本の援助により被援助国等が購入する穀物の種類は米、小麦、小麦粉、メイズ等となっている。

地域別実績

2007年度の食糧援助のうち、最大の対象地域は昨今の食糧価格高騰問題を受け、食糧不足が深刻な問題となっているアフリカであり、具体的には、12か国に対する二国間援助およびウガンダ、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ(共)、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、ソマリア、チャド、中央アフリカ、ブルンジ、マラウイ、リベリア、レソトの国内被災民等社会的弱者に対する国際機関経由の援助で、合計126億9,000万円となっている。アフリカに次いで大きな対象地域はアジアであり、3か国に対する二国間援助並びにスリランカ、東ティモールの国内被災民等社会的弱者に対する国際機関経由の援助で合計16億27,000万円となっている。その他、二国間援助でハイチ、国際機関経由の援助でアフガニスタン社会的弱者、パレスチナ難民およびパレスチナ難民以外の住民に対する援助(16億円)を供与した。

⑭ 貧困農民支援

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1977年度より、食糧増産援助としての特別の予算措置を講じて、農業資機材の供与を開始。

◆経緯・目的◆

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から、日本は1977年度以前は食糧援助による供与品目の1つとして農業資機材を供与していたが、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、スキーム見直しのための調査団を派遣し検討した結果、同年12月、それまで供与品目の一つであった農業については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

さらに、今後とも世界における食糧不足や飢餓の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度より食糧増産援助を「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリング等の強化等を通じて、貧困農民支援のあり方につき適宜見直しを行うこととしている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

被援助国による要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、外貨事情、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械(耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等)、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

また、援助の効果をより高めるため、調達品目(種子、農具)の拡充、政府間協議会の導入等の制度改善を行ってきている。

◆審査・決定プロセス◆

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、外務省において、現地調査を踏まえつつ要請資機材、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき政府部内で検討した後、日本政府としての決定を行う。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

日本政府として実施を決定した後、被援助国政府との間で、供与額等を定めた資金供与に関する交換公文の署名を行う。交換公文署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。交換公文の署名以後は、JICA支払いなどの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し価格(FOB)の2分の1以上を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民が裨益する経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度は、二国間援助として15か国の開発途上国に対し50億円、国際機関経由の援助として7億2,000万円、総額57億2,000万円の貧困農民支援を実施。

◆地域別実績◆

2007年度の貧困農民支援の対象地域別の内訳は、アジア3か国(9億円)、アフリカ8か国(27億9,000万円)、中南米3か国(4億5,000万円)および東欧・中央アジア2か国(3億7,000万円)、中東2か国(4億8,000万円)、その他2億3,000万円となっている。

2 技術協力実施状況

(1) 主要実績

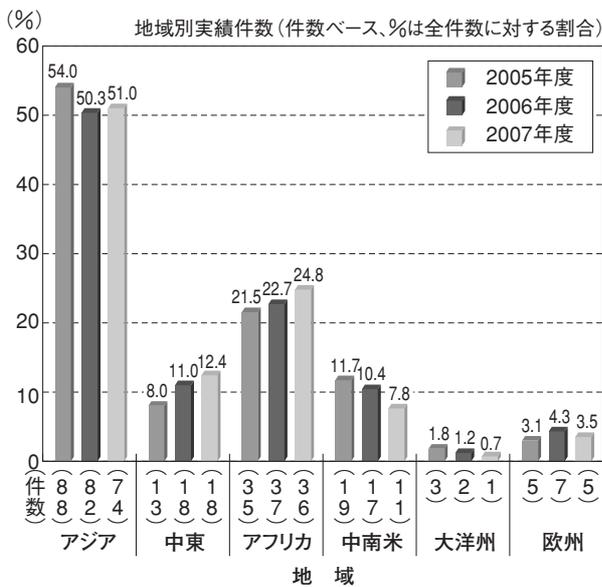
図表-43 政府全体の技術協力の地域・形態別実績

(単位:人、%)

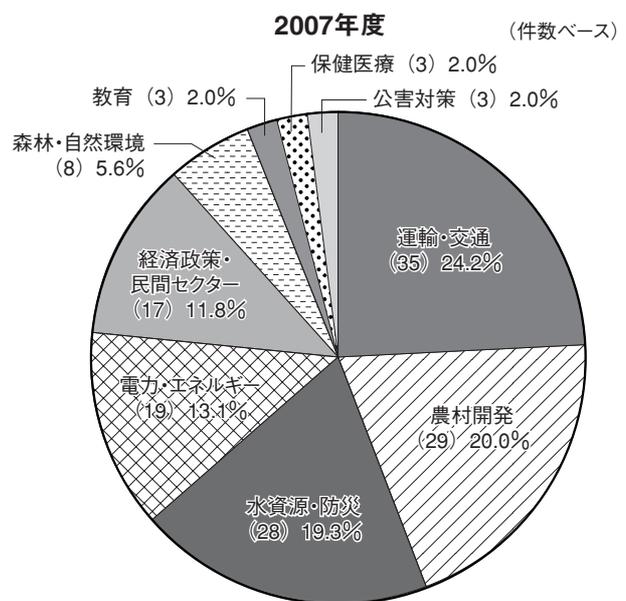
年 地 域	形 態	総 額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		留学生受入	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2007年	アジア地域	102,320,806	(33.03)	28,096	(61.22)	7,249	(70.34)	3,085	(49.45)	1,259	(26.01)	106,122	(96.76)
	中東地域	13,490,596	(4.35)	5,317	(11.59)	938	(9.10)	609	(9.76)	396	(8.18)	1,033	(0.94)
	アフリカ地域	27,964,537	(9.03)	7,446	(16.23)	816	(7.92)	1,163	(18.64)	1,376	(28.43)	569	(0.52)
	中南米地域	22,265,283	(7.19)	3,719	(8.10)	861	(8.36)	608	(9.75)	1,276	(26.36)	1,112	(1.01)
	大洋州地域	5,523,958	(1.78)	590	(1.29)	206	(2.00)	272	(4.36)	452	(9.34)	124	(0.11)
	欧州(東欧を含む)	3,262,615	(1.05)	525	(1.14)	135	(1.31)	130	(2.08)	81	(1.67)	708	(0.65)
	複数地域にまたがる援助等(*1)	134,986,817	(43.57)	198	(0.43)	100	(0.97)	371	(5.95)	—	(0.00)	11	(0.01)
合 計		309,814,612	(100.00)	45,891	(100.00)	10,305	(100.00)	6,238	(100.00)	4,840	(100.00)	109,679	(100.00)

- *1 複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- *2 東欧および卒業国向け援助を含む。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 地域分類は外務省地域分類による。

図表-44 開発調査の地域別実績



図表-45 開発調査の分野別割合



図表-46 技術協力の地域・形態別実績(JICA実績)

図表-46 技術協力の地域・形態別実績(JICA実績)

(単位:千円、人、%)

地域	形態	経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		その他ボランティア派遣		移住者事業等		機材供与		その他	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%	千円	%
アジア	ア	45,121,925	30.9	11,989	53.9	3,601	60.5	3,146	50.9	1,001	23.8	383	29.6	-	-	2,178,744	52.1	11,010,583	18.7
		(-)	(-)	(11,444)	(53.8)	(3,058)	(61.9)	(3,126)	(51.2)	(335)	(22.6)	(142)	(34.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
大洋州	大	4,217,294	2.9	409	1.8	166	2.8	181	2.9	358	8.5	143	11.0	-	-	145,256	3.5	721,841	1.2
		(-)	(-)	(383)	(1.8)	(144)	(2.9)	(181)	(3.0)	(141)	(9.5)	(39)	(9.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
北米・中南米	北	17,637,605	12.1	2,205	9.9	677	11.4	620	10.0	1,039	24.7	512	39.5	-	-	532,345	12.7	3,167,151	5.4
		(-)	(-)	(2,037)	(9.6)	(540)	(10.9)	(606)	(9.9)	(373)	(25.2)	(158)	(38.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
中国	中	12,418,131	8.5	4,327	19.4	613	10.3	705	11.4	288	6.9	159	12.3	-	-	408,297	9.8	3,575,334	6.1
		(-)	(-)	(4,267)	(20.1)	(527)	(10.7)	(694)	(11.2)	(123)	(8.3)	(37)	(9.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
アジア・オセアニア	ア	23,016,786	15.7	3,044	13.7	784	13.2	1,032	16.7	1,440	34.3	69	5.3	-	-	584,456	14.0	4,071,064	6.9
		(-)	(-)	(2,910)	(13.7)	(592)	(12.0)	(1,021)	(16.7)	(509)	(34.3)	(24)	(5.9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
欧州	欧	2,135,730	1.5	260	1.2	95	1.6	184	3.0	73	1.7	1	0.1	-	-	51,773	1.2	464,625	0.8
		(-)	(-)	(226)	(1.1)	(75)	(1.5)	(181)	(3.0)	(1)	(0.1)	(1)	(0.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
国際機関	国	226,570	0.2	13	0.1	12	0.2	-	-	-	-	28	2.2	-	-	757	0.0	-	-
		(-)	(-)	(13)	(0.1)	(4)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(9)	(2.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
区分不能	区	41,375,781	28.3	-	-	-	-	313	5.1	-	-	-	-	-	-	279,942	6.7	35,765,371	60.9
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(305)	(5.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	合	146,149,822	100.0	22,247	100.0	5,948	100.0	6,181	100.0	4,199	100.0	1,295	100.0	-	-	4,181,570	100.0	58,775,969	100.0
		(-)	(-)	(21,280)	(100.0)	(4,940)	(100.0)	(6,104)	(100.0)	(1,482)	(100.0)	(410)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
アジア	ア	1,546,648,095	43.5	212,187	57.1	53,611	60.8	114,310	54.7	9,344	29.4	1,195	30.8	-	-	216,048,343	51.2	39,367,207	12.5
大洋州	大	102,209,741	2.9	9,216	2.5	1,483	1.7	5,356	2.6	2,687	8.5	347	8.9	426	0.6	8,226,894	2.0	2,750,085	0.9
北米・中南米	北	697,105,830	19.6	54,458	14.7	14,995	17.0	33,115	15.8	7,088	22.3	1,639	42.3	73,011	99.4	96,076,902	22.8	29,618,388	9.4
中国	中	314,563,115	8.9	33,346	9.0	7,996	9.1	19,476	9.3	2,188	6.9	463	11.9	-	-	39,410,453	9.3	8,919,018	2.8
アジア・オセアニア	ア	503,622,989	14.2	50,593	13.6	7,127	8.1	26,852	12.8	9,704	30.5	123	3.2	-	-	47,137,544	11.2	12,615,110	4.0
欧州	欧	60,602,620	1.7	6,546	1.8	1,255	1.4	5,065	2.4	615	1.9	3	0.1	-	-	5,206,922	1.2	1,183,910	0.4
国際機関	国	29,607,977	0.8	5,313	1.4	1,623	1.8	-	-	140	0.4	109	2.8	-	-	1,306,598	0.3	214,902	0.1
区分不能	区	299,574,927	8.4	1	0.0	90	0.1	4,923	2.4	-	-	-	-	-	-	8,247,398	2.0	220,664,907	70.0
合計	合	3,553,935,294	100.0	371,660	100.0	88,180	100.0	209,097	100.0	31,766	100.0	3,879	100.0	73,437	100.0	421,661,054	100.0	315,333,527	100.0

*1 2007年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。

*2 実績なしは空欄。

*3 アフガニスタン、スーダン、トルコは中東地域に含まれる。

図表-47 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA実績)

形態	分野	合計人数		計画・行政		公共・公益事業			農林・水産			鉱工業		エネルギー		商業・貿易		人的資源		保健医療	社会福祉	その他
		開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業	エネルギー	商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化				
																			人数			
研修員受入 (構成比)	研 修 員 受 入	22,247	425	3,626	546	863	540	248	3,526	798	415	382	109	434	371	784	211	3,268	99	4,693	375	534
		(21,280)	(395)	(3,551)	(545)	(830)	(531)	(247)	(3,396)	(763)	(405)	(343)	(109)	(397)	(356)	(746)	(209)	(2,871)	(83)	(4,605)	(375)	(523)
		100.0	1.9	16.3	2.5	3.9	2.4	1.1	15.8	3.6	1.9	1.7	0.5	2.0	1.7	3.5	0.9	14.7	0.4	21.1	1.7	2.4
専門家派遣 (構成比)	専 門 家 派 遣	5,948	354	1,046	248	374	240	119	571	71	182	149	7	135	135	98	66	896	10	908	168	171
		(4,940)	(240)	(925)	(222)	(326)	(210)	(112)	(425)	(48)	(137)	(114)	(4)	(109)	(114)	(86)	(55)	(777)	(9)	(757)	(146)	(124)
		100.0	6.0	17.6	4.2	6.3	4.0	2.0	9.6	1.2	3.1	2.5	0.1	2.3	2.3	1.6	1.1	15.1	0.2	15.3	2.8	2.9
調査団派遣 (構成比)	調 査 団 派 遣	6,181	348	538	347	1,004	735	16	429	23	77	137	107	85	551	130	48	534	18	406	65	583
		(6,104)	(343)	(537)	(399)	(1,002)	(731)	(16)	(415)	(23)	(77)	(133)	(107)	(85)	(548)	(128)	(48)	(530)	(16)	(398)	(65)	(563)
		100.0	5.6	8.7	5.6	16.2	11.9	0.3	6.9	0.4	1.2	2.2	1.7	1.4	8.9	2.1	0.8	8.6	0.3	6.6	1.1	9.4
協力隊派遣 (構成比)	協 力 隊 派 遣	4,199	-	394	14	1	74	6	635	71	36	26	-	173	-	2	34	1,455	277	871	87	43
		(1,482)	(-)	(109)	(5)	(-)	(21)	(3)	(225)	(30)	(14)	(5)	(-)	(56)	(-)	(1)	(7)	(513)	(104)	(316)	(53)	(20)
		100.0	-	9.4	0.3	0.0	1.8	0.1	15.1	1.7	0.9	0.6	-	4.1	-	0.0	0.8	34.7	6.6	20.7	2.1	1.0
その他ボランティア (構成比)	そ の 他 ボ ラ ン テ ィ ア	1,295	16	131	35	17	66	27	83	18	7	17	2	192	15	127	30	253	80	92	50	37
		(410)	(-)	(37)	(10)	(2)	(24)	(7)	(22)	(7)	(1)	(6)	(-)	(53)	(4)	(39)	(11)	(96)	(23)	(28)	(21)	(19)
		100.0	1.2	10.1	2.7	1.3	5.1	2.1	6.4	1.4	0.5	1.3	0.2	14.8	1.2	9.8	2.3	19.5	6.2	7.1	3.9	2.9
移住者事業等 (構成比)	移 住 者 事 業 等	100.0	(-)	(9.0)	(2.4)	(0.5)	(5.9)	(1.7)	(5.4)	(1.7)	(0.2)	(1.5)	(-)	(12.9)	(1.0)	(9.5)	(2.7)	(23.4)	(5.6)	(6.8)	(5.1)	(4.6)
		(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
研修員受入 (構成比)	研 修 員 受 入	371,660	11,218	66,090	10,189	18,786	13,226	17,111	35,523	6,688	6,268	10,534	3,891	21,593	7,915	13,501	2,117	67,002	2,075	46,195	8,287	3,451
		(100.0)	(3.0)	(17.8)	(2.7)	(5.1)	(3.6)	(4.6)	(9.6)	(1.8)	(1.7)	(2.8)	(1.0)	(5.8)	(2.1)	(3.6)	(0.6)	(18.0)	(0.6)	(12.4)	(2.2)	(0.9)
		88,180	2,678	7,755	2,074	6,716	4,513	3,153	10,790	2,413	3,451	3,470	1,933	4,978	1,492	1,185	278	9,097	1,329	15,455	3,954	1,466
専門家派遣 (構成比)	専 門 家 派 遣	(100.0)	(3.0)	(8.8)	(2.4)	(7.6)	(5.1)	(3.6)	(12.2)	(2.7)	(3.9)	(3.9)	(2.2)	(5.6)	(1.7)	(1.3)	(0.3)	(10.3)	(1.5)	(17.5)	(4.5)	(1.7)
		209,097	10,802	10,282	14,162	27,963	19,382	5,256	26,094	1,891	6,543	6,348	9,273	13,139	12,764	1,025	1,427	10,588	830	13,841	1,280	16,207
		(100.0)	(5.2)	(4.9)	(6.8)	(13.4)	(9.3)	(2.5)	(12.5)	(0.9)	(3.1)	(3.0)	(4.4)	(6.3)	(6.1)	(0.5)	(0.7)	(5.1)	(0.4)	(6.6)	(0.6)	(7.8)
協力隊派遣 (構成比)	協 力 隊 派 遣	31,766	91	2,932	160	189	1,699	710	4,395	1,043	473	614	26	3,192	38	73	84	8,203	2,376	4,669	161	638
		(100.0)	(0.3)	(9.2)	(0.5)	(0.6)	(5.3)	(2.2)	(13.8)	(3.3)	(1.5)	(1.9)	(0.1)	(10.0)	(0.1)	(0.2)	(0.3)	(25.8)	(7.5)	(14.7)	(0.5)	(2.0)
		3,879	103	365	80	98	189	86	253	42	17	61	13	619	37	305	65	828	209	218	147	144
その他ボランティア (構成比)	そ の 他 ボ ラ ン テ ィ ア	(100.0)	(2.7)	(9.4)	(2.1)	(2.5)	(4.9)	(2.2)	(6.5)	(1.1)	(0.4)	(1.6)	(0.3)	(16.0)	(1.0)	(7.9)	(1.7)	(21.3)	(5.4)	(5.6)	(3.8)	(3.7)
		73,437	-	96	5	2	33	80	608	29	2	6	1	292	7	100	18	217	11	56	10	71,864
		(100.0)	(-)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(97.9)

*1 2007年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。
*2 実績なしは空欄。

図表-47 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA実績)

(単位:人、%)

(2) 主な事業概要と実績

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1954年に開始した。

◆経緯・目的◆

研修員受入事業は、1954年の日本のコロポ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足し、アジアからの研修員16名(二国間ベース)の受入により開始された。日本国内を現場とする技術協力として、日本の社会や組織において直接経験することで伝わる日本の「知」を用いることで、開発途上国の課題解決や人材育成を促進する事業である。

なお、開発途上国に根付いた日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的として、周辺諸国の研修員を当該協力拠点に招へいして当該開発途上国内で行う研修を「第三国研修」、該当国国内の研修員を招へいして開発途上国で行う研修を「現地国内研修(第二国研修)」と称しており、それぞれ1975年度、1933年度より開始されている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

研修員受入事業は、日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の1つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修(第二国研修)および第三国研修とに区分される。本邦研修は、日本側から実施を提案し、複数の開発途上国から参加を募る「課題別研修」と、開発途上国の個別の要請に基づき研修内容を策定する「国別研修」に分けられる。プログラムの内容は、従来からの研修員個人の能力開発を目的とするものにとどまらず、日本の経験を参考として業務や制度の改善計画を策定するという組織的な課題解決の取り組みを促進するものも実施されている。各案件の実施期間は、平均して1か月程度だが、学位取得を目的とする1年を超える案件も実施されている。また、研修の実施は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方

自治体、大学、民間企業、NGO等の協力・連携により行われる。

なお、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、また、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親善にも貢献することも目的としている。

◆審査・決定プロセス◆

「課題別研修」については、まず、新規実施を希望する国内の関係団体が提案書を作成する。提案書に基づき、外部有識者により構成される第三者検証委員会において実施の妥当性を確認するとともに、開発途上国に対して要望調査を行い、各提案案件について要請の有無を確認したうえで、実施の是非と参加国を決定する。実施が決定された案件については、対象国に実施を通報し、国際約束を締結する。なお、採択された案件は3年間の期間で実施し、評価結果に基づき、必要に応じて更新を行う。

一方、「国別研修」と現地国内研修および第三国研修については、開発途上国からの要請を踏まえわが方において実施の是非を検討し、採択されたものは「課題別研修」と同様に開発途上国に実施を通報し、国際約束を締結する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

「課題別研修」については、JICAにおいて提案団体とともに詳細な内容を策定のうえ、参加予定国に通知し、各国から提示された候補者の中から参加者を選定して実施する。また、「国別研修」については、開発途上国の要請内容に基づき、JICAにおいて研修計画を策定し、研修実施を確保したうえで、実施する。現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度実績は次のとおり。

- (1) 本邦研修：144か国・地域から8,522名の研修員を新規に受け入れ、前年度からの継続の人数を合わせると9,302名であった。

これらの研修を形態別に見ると、まず、あらかじめ設定した研修コースや個別の要望による研修員および、学位取得を目的とする長期の研修員を受け入れる一般技術研修(8,897名)があり、国際機関を通じた国際機関研修(13名)、日系人を受け入れる日系研修(151名)地域提案型研修(158名)があった。

- (2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及することを促進するための研修として、現地国内研修を実施した(8,083名)。

- (3) 第三国研修

開発途上国の中でも進んだ段階にある国を拠点として、その周辺にある途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した(3,240名)。

◆地域別実績◆

(2007年度・新規人数)

(単位:人)

地 域	本 邦 研修員	現地国内 研 修 員	第三国 研 修 員	総 計
ア ジ ア	4,465	4,790	1,003	10,258
大 洋 州	256	—	34	290
北米・中南米	1,450	59	450	1,959
中 東	953	2,405	822	4,180
ア フ リ カ	1,173	810	749	2,732
欧 州	212	—	14	226
国 際 機 関	13	—	—	13
合 計	8,522	8,064	3,072	19,658

*1 本邦研修員に青年招へい研修員は含まず。

*2 アフガニスタン、スーダン、トルコは中東地域に含まれる。

◆分野別実績◆

(2007年度・新規人数)

(単位:人)

中分類名	本 邦 研 修 員	現地国内 研 修 員	第三国 研 修 員	総 計
開 発 計 画	343	—	36	379
行 政	2,262	413	451	3,126
公 益 事 業	365	35	145	545
運 輸 交 通	450	231	149	830
社 会 基 盤	376	—	85	461
通 信 ・ 放 送	180	—	45	225
農 業	705	2,093	473	3,271
畜 産	143	593	27	763
林 業	165	156	84	405
水 産	126	60	139	325
鉱 業	27	25	57	109
工 業	276	19	102	397
エ ネ ル ギ ー	244	—	112	356
商 業 ・ 貿 易	318	195	74	587
観 光	110	—	53	163
人 的 資 源	908	1,040	440	2,388
科 学 ・ 文 化	56	—	11	67
保 健 ・ 医 療	898	3,157	417	4,472
社 会 福 祉	228	17	78	323
そ の 他	342	30	94	466
合 計	8,522	8,064	3,072	19,658

* 本邦研修員に青年招へい研修員は含まず。

② 青年研修事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2007年に開始した(なお、当事者の前身である青年招へい事業は1984年に開始)。

◆経緯・目的◆

1983年5月に中曽根総理(当時)がASEAN諸国を公式訪問した際、将来の国づくりを担う青年を日本に招へいし、友好・協力関係を培うことを目的として、「21世紀のための友情計画」を提唱し、各国より賛同を得たことにより、1984年度よりASEAN諸国を対象に青年招へい事業として開始し、その後対象国・地域を順次拡大してきた。

この青年招へい事業は2006年12月の行政改革推進本部の決定により、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業とすることとなり、2007年度から青年研修事業として改編されることとなった。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

本事業は開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、これら諸国から将来の国づくりを担う青年を日本に約3週間受入れ、専門分野別の講義、視察および合宿セミナー等のプログラムを実施する。実施はJICAが担当している。

本事業の招へい対象は、原則として20歳から35歳までの各国政府機関に推薦された青年男女であり、公務員や教員をはじめ、幅広い職業の青年層を対象としている。本事業は対象国の人材育成、日本の技術移転の基盤形成に寄与し、青年同士の相互理解を通じて日本とこれら諸国の友好・協力関係を促進する一方で、これら青年を受け入れる日本の各地方の国際化および国際協力への理解増進に寄与している。

◆実施の仕組み◆

対象国からの要請に基づき行われ、日本の在外公館より毎年受入人数および分野を相手国窓口機関に通報後、実施のための国際約束を結ぶ。その後、訪日した研修員は、日本側の受入実施団体(地方公共団体、青年交流団体等)により実施されるプ

ログラムに参加する。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度新規実績は参加国99か国・地域、1,622名であった。

◆地域別実績◆

(単位:人)

地 域	2006年度	2007年度
ア ジ ア	1,312	1,186
大 洋 州	87	93
中 南 米	51	78
ア フ リ カ	77	74
中 東	139	191
合 計	1,666	1,622

* 数値は、新規受入人数。

◆受入分野および受入地域◆

受入分野の内訳は下表のとおり。

なお、全研修コース数は91コースに上る。

(単位:人)

分 野	2006年度	2007年度
教 育 ・ 教 員	540	407
経 済	149	159
行 政	243	217
地 域 振 興	130	79
社 会 福 祉	83	52
農 業	146	80
環 境 保 全	113	196
保 健 ・ 医 療	143	133
そ の 他	119	299
合 計	1,666	1,622

4. より詳細な情報

◆書籍等◆

- ・「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等。

◆ホームページ◆

- ・ <http://www.jica.go.jp>

③ 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年度より「技術協力プロジェクト」として再構築を行う。

◆目的◆

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与の3つの投入を、ひとつの協力事業(プロジェクト)として有機的に組み合わせながら一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

近年、開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うことを目的として、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素の組み合わせや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これにより相手国政府の広範なニーズに応じることがより容易となっている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

技術協力プロジェクトは、開発途上国の事業実施能力の確立をめざして、調査計画の段階から、実施、評価に至るまで技術移転を行いながら、一定期間事業運営に関する協力を行い、協力終了後は開発途上国の運営に引き継がれていくものである。

プロジェクトでは、経済的自立発展、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・エイズ、女性の社会参加、環境等の地球規模の課題への協力にも重点をおいている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的发展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入の中で重要な位置

を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者(カウンターパート)に移転されるが、この場合、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。

近年の開発途上国のニーズの多様化に合わせて、民間・NGOに知識やノウハウが蓄積されていると考えられる分野については民間から、またかつて日本の技術移転により、ある程度の技術力を備えた人材を第三国専門家として、派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い(第三国研修)、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも必要に応じて機材の供与や施設整備等の補助を行っている。

◆審査・決定プロセス◆

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁とともに検討のうえ、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて事前調査等の予備的調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

協力実施が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する事前評価調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録(R/D:Record of Discussions)を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は、実施国数88か国、実施件数748件であった。

◆主要な事業◆

(1) 社会開発分野では、立法、行政、司法といった政府の基本的な制度の整備への協力としてガバナンス分野の支援を、基本的な社会基盤の整備への協力として情報通信技術、運輸交通、都市・都市地域開発分野の支援に取組み、その他「日本センター」事業にも取組んでおり、57か国において196件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	市民警察活動促進プロジェクト
カンボジア	法整備支援プロジェクト(フェーズ2)
フィリピン	新CNS/ATM整備に係る教育支援
ベトナム	港湾管理制度改革プロジェクト
ラオス	日本人材開発センター(フェーズ2)
キルギス	イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト
ザンビア	地方分権化のための能力強化プログラム
ボスニアヘルツェゴビナ	モスタル高校IT近代化プロジェクト
タンザニア	道路プロジェクト監理能力支援プロジェクト

(2) 人間開発分野では、[1]教育(基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練)、[2]社会保障(障害者支援、社会保険、社会福祉、労働・雇用)、[3]保健医療(感染症対策、母子保健・リプロダクティブヘルス、保健システムの強化、保健人材育成)の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」をめざし、65か国において220件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

アフガニスタン	教師教育強化プロジェクト
バングラデシュ	小学校理数教育強化計画
ホンジュラス	算数指導力向上プロジェクト フェーズ2
ニジェール	住民参画型学校運営改善計画

プロジェクト(みんなの学校プロジェクト) フェーズ2

アフガニスタン	基礎職業訓練
スーダン	基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト
タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクト フェーズ2
チリ	高齢者福祉行政プロジェクト
ドミニカ共和国	サマナ県地域保健サービス強化プロジェクト
アフガニスタン	リプロダクティブヘルスプロジェクト
パレスチナ	母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス
ニカラグア	思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト
ウガンダ	医療機材保守管理プロジェクト
中米カリブ地域	看護基礎・継続教育強化プロジェクト
ミャンマー	主要感染症対策プロジェクト
タンザニア	HIV感染予防のための組織強化プロジェクト

(3) 地球環境分野では、近年大きな問題となっている、生物多様性保全、砂漠化対策、CDM(クリーン開発メカニズム)等の地球温暖化に係る緩和策および適応策、酸性雨対策、地震等の防災対策といった新たな分野の協力を含めた、複雑化する環境問題に対処するために、[1]自然環境保全、[2]環境管理(公害対策)、[3]水資源・防災のような従来の取り組みを軸に、幅広い地球環境問題に対する協力として、51か国において104件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画プロジェクト
中国	日中友好環境保全センター フェーズ3
モンゴル	気象予測およびデータ解析のための人材育成プロジェクト
サモア	太平洋廃棄物管理プロジェクト
エクアドル	火山監視能力向上計画プロジェクト
アルゼンチン	CDM植林実施能力強化プロジェクト

	クト
ケニア	ナクル地域における環境管理能力向上プロジェクト
セネガル	安全な水とコミュニティ活動支援計画 フェーズ2
シリア	全国環境モニタリング能力強化計画プロジェクト
カンボジア	水道事業人材育成プロジェクト フェーズ2

(4) 農村開発分野では、「貧困削減」、「農業・農村開発」および「水産」の3つの課題に対する協力を進めている。これら課題への積極的な対応は「人間の安全保障」の視点から、また、国際社会のより安定的な発展の観点から国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた協調行動にも整合するものであり、57か国において162件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

フィリピン	高生産性稲作技術地域展開計画
カンボジア	淡水養殖改善・普及プロジェクト
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト
スリランカ	トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画
アフガニスタン	カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画
パレスチナ	持続的農業技術確率のため普及システム強化プロジェクト
タンザニア	灌漑農業技術者普及計画支援体制強化計画
ザンビア	孤立地域参加型村落開発計画
シエラレオネ	カンビア県農業強化支援プロジェクト

(5) 経済開発分野では、経済政策・金融、民間セクター開発、資源・省エネルギーの3つのサブセクターに関する技術協力を展開している。いずれも経済成長を通じた貧困削減および世界的な気候変動への対応の観点からその取り組みを強化することが重要な課題となっており、33か国において66件の協力事業を実施している。その例としては

	次のようなものがある。
インド	製造業人材育成支援
メキシコ	プレス加工技術向上
マラウイ	一村一品運動のための制度構築と人材育成
ブータン	地方電化推進プロジェクト
トルコ	発電所エネルギー効率改善
ラオス	電力技術基準促進支援

◆分野別・地域別実施件数の推移◆

(単位:件)

年度	分野 地域	社会 開発	人間 開発	地球 環境	農村 開発	経済 開発	合計
2006年度	アジア	98	72	60	68	64	362
	大洋州	1	6	5	2	—	14
	中南米	12	39	39	34	15	139
	中東	8	27	11	17	15	78
	アフリカ	15	49	14	21	9	108
	欧州	4	2	3	1	4	14
	合計	138	195	132	143	107	715
2007年度	アジア	119	80	31	67	27	324
	大洋州	15	9	11	8	7	50
	中南米	25	52	40	43	9	169
	中東	15	29	10	17	9	80
	アフリカ	19	49	6	24	8	106
	欧州	3	0	3	1	5	12
	広域	0	1	3	2	1	7
合計	196	220	104	162	66	748	

* 各年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。ただし、フォローアップ協力は除く。

4. より詳細な情報

◆書籍等◆

- ・「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等。

◆ホームページ◆

- ・ <http://www.jica.go.jp>

④ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1955年に開始した。

◆経緯・目的◆

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

前述のとおり、2002年度からは、より成果を重視した技術協力プロジェクトの強化を行っている。したがって、従来、技術協力専門家派遣事業として行ってきた個別の専門家派遣については、これまでの成果を更に高めることを目的として技術協力プロジェクトとして再構成する等の努力を行っている。

一方、限られた期間内に成果を出すことを期待されている技術協カプロジェクトとは異なり、相手国政府に対する高度な政策提言を随時行うアドバイザー等の専門家や、ある特定の分野に対する技術移転を行う専門家等、従来どおりの個別の専門家派遣も一部継続している。

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主として中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、日本での経験の蓄積を生かしながら、相手国のカウンターパートに対し政策助言や特定の技術の移転を行ったり、また、カウンターパートと共に現地の実情にあった技術普及を目指す等の幅広い活動を行っている。このような活動を通し、途上国の経済社会開発（国づくり）に資するとともに、開発の担い手となる人材の育成（人づくり）に協力するものである。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。日本の実施する技術協力を補完支援し、あるいは、これまで日本が当該第三国で実施した技術協力の

成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

◆審査・決定プロセス◆

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書をもって出された専門家派遣要請案件は、外務省が関係省庁とともに検討、審査の上、当該要請案件の採択、不採択を決定する。近年は専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するだけではなく、相手国の開発課題を十分に把握し、より総合的な視点でどのような協力が最も適切かという観点から案件の審査・検討を行っている。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

協力が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、JICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家のリクルートを必要に応じ関係省庁とも調整しつつ行い、派遣前研修（派遣期間1年未満の短期専門家の場合は本人の希望により受講）を経て派遣している。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度は、105か国に4,964名（新規・継続含む）の専門家を派遣した。

◆地域別実績◆

(単位:人)

年度	形態	地域 新規継続区分	地域							総計
			アジア	大洋州	北米・中南米	中東	アフリカ	欧州		
2006年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	2,211	103	336	421	312	64	3,447	
		継続	375	11	108	64	115	10	683	
		合計	2,586	114	444	485	427	74	4,130	
	一般技術専門家	新規	128	3	29	18	36	8	222	
		継続	151	6	18	27	37	9	248	
		合計	279	9	47	45	73	17	470	
	第三国専門家	新規	3	1	52	1	11	—	68	
		継続	—	1	6	—	1	—	8	
		合計	3	2	58	1	12	—	76	
	在外技術研修講師	新規	42	2	16	23	6	—	89	
		継続	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	42	2	16	23	6	—	89	
	国際機関専門家	新規	—	—	—	1	—	—	1	
		継続	2	—	3	—	2	2	9	
		合計	2	—	3	1	2	2	10	
合計	新規	2,384	109	433	464	365	72	3,827		
	継続	528	18	135	91	155	21	948		
	合計	2,912	127	568	555	520	93	4,775		
2007年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	2,349	107	386	450	415	71	3,778	
		継続	362	12	87	47	108	15	631	
		合計	2,711	119	473	497	523	86	4,409	
	一般技術専門家	新規	107	1	24	24	43	3	202	
		継続	112	2	25	20	34	3	196	
		合計	219	3	49	44	77	6	398	
	第三国専門家	新規	—	1	44	1	19	—	65	
		継続	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	—	1	44	1	19	—	65	
	在外技術研修講師	新規	38	3	16	17	5	—	79	
		継続	—	—	—	1	—	—	1	
		合計	38	3	16	18	5	—	80	
	国際機関専門家	新規	—	—	1	1	1	1	4	
		継続	—	—	3	1	2	2	8	
		合計	—	—	4	2	3	3	12	
合計	新規	2,494	112	471	493	483	75	4,128		
	継続	474	14	115	69	144	20	836		
	合計	2,968	126	586	562	627	95	4,964		

◆主要な事業◆

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や開発課題に対する技術移転を行う専門家派遣を行った。

政策アドバイザー派遣については、バングラデシュおよびアフガニスタンでは、電力セクター構造改革推進への助言、他ドナーとの援助強調および連携支援、アンゴラでは、援助調整能力の向上、援助窓口機関の機能強化のための支援を行った。

産業開発分野では、タンザニアで貿易・投資環境

整備や産業貿易マーケティング、戦略産業開発の支援を行っている。保健分野では、ザンビアにおいてHIV/エイズおよび結核対策分野での行政組織能力向上や援助強調の促進支援を行っている。農業分野では、ベナンのアフリカ・ライス・センターにおいてアフリカ地域におけるネリカ米の普及に向け、種子生産の基礎研究、地域実情に合った栽培方法の研究を支援している。

◆個別専門家分野別人数推移◆

(単位:人)

年度	分類 形態	新規 継続 合計	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信 ・ 放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業 ・ 貿 易	観 光	人 的 資 源	科 学 ・ 文 化	保 健 ・ 医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2006年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	157	780	188	279	148	103	258	22	101	59	1	95	103	74	44	649	6	585	48	78	3,778
		継続	16	77	19	29	14	4	104	19	41	22	3	21	13	5	8	92	1	121	15	7	631
		合計	173	857	207	308	162	107	362	41	142	81	4	116	116	79	52	741	7	706	63	85	4,409
	一般技術専門家	新規	12	33	7	35	14	—	20	1	2	12	2	4	7	5	3	15	1	17	7	5	202
		継続	35	30	2	19	11	3	28	2	3	12	—	3	7	4	—	13	—	13	4	7	196
		合計	47	63	9	54	25	3	48	3	5	24	2	7	14	9	3	28	1	30	11	12	398
	第三国専門家	新規	—	5	1	—	4	—	11	9	2	4	—	5	—	5	—	10	—	9	—	—	65
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
		合計	—	5	1	0	4	0	11	9	2	4	—	5	0	5	0	10	0	9	0	0	65
	在外技術研修講師	新規	—	23	1	4	5	—	7	3	1	2	1	3	4	—	1	2	—	10	4	9	80
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
		合計	—	23	1	4	5	0	7	3	1	2	1	3	4	0	1	2	0	10	4	9	80
	国際機関専門家	新規	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
		継続	6	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
		合計	10	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	合 計	新規	173	841	197	318	171	103	296	35	106	77	4	107	114	84	48	676	7	621	59	92	4,129
		継続	57	107	21	48	25	7	134	21	44	34	3	24	20	9	8	105	1	134	19	14	835
		合計	230	948	218	366	196	110	430	56	150	111	7	131	134	93	56	781	8	755	78	106	4,964
2007年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	157	780	188	279	148	103	258	22	101	59	1	95	103	74	44	649	6	585	48	78	3,778
		継続	16	77	19	29	14	4	104	19	41	22	3	21	13	5	8	92	1	121	15	7	631
		合計	173	857	207	308	162	107	362	41	142	81	4	116	116	79	52	741	7	706	63	85	4,409
	一般技術専門家	新規	12	33	7	35	14	—	20	1	2	12	2	4	7	5	3	15	1	17	7	5	202
		継続	35	30	2	19	11	3	28	2	3	12	—	3	7	4	—	13	—	13	4	7	196
		合計	47	63	9	54	25	3	48	3	5	24	2	7	14	9	3	28	1	30	11	12	398
	第三国専門家	新規	—	5	1	—	4	—	11	9	2	4	—	5	—	5	—	10	—	9	—	—	65
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
		合計	—	5	1	0	4	0	11	9	2	4	—	5	0	5	0	10	0	9	0	0	65
	在外技術研修講師	新規	—	23	1	4	5	—	7	3	1	2	1	3	4	—	1	2	—	10	4	9	80
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
		合計	—	23	1	4	5	0	7	3	1	2	1	3	4	0	1	2	0	10	4	9	80
	国際機関専門家	新規	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
		継続	6	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
		合計	10	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	合 計	新規	173	841	197	318	171	103	296	35	106	77	4	107	114	84	48	676	7	621	59	92	4,129
		継続	57	107	21	48	25	7	134	21	44	34	3	24	20	9	8	105	1	134	19	14	835
		合計	230	948	218	366	196	110	430	56	150	111	7	131	134	93	56	781	8	755	78	106	4,964

4. より詳細な情報

◆ホームページ◆

- <http://www.jica.go.jp>

⑤ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1965年に創設。

◆経緯・目的◆

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始し、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。米国では平和部隊が創設され、日本もアジア諸国に対し青年技術者を派遣するに至った。このような状況の下、日本青年の自発的意志に基づく対外協力活動の実現に対する声の高まりを背景に、開発途上の国々に技術を有する青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら相手国の社会的、経済的発展に協力することにより、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養に資することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2007年度末までに84か国と派遣取極を締結し、82か国に累計31,371名を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

◆隊員の派遣◆

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取極(交換公文による)が締結された国に対し要望調査を行い、相手国からの具体的な要請を取り付け、年2回、国内において募集・選考が行われる。面接、健康診断、語学試験などの選考を経て合格者は、国際協力、任国事情、語学等を内容とする65日のシニア海外ボランティアとの派遣前合同訓練を受けた上で、協力隊員として派遣される。派遣は年4回に分けて行われ、職種は農林水産、保健衛生、教育文化等8分野で約182種と多岐にわたる。

◆隊員の活動◆

派遣された協力隊員は、相手国の政府機関等に配属され、当該機関の一員として協力活動を行う。活動形態はそれぞれの協力活動によって異なるが、大別すると次のとおりである。

- (1) 村落の一員として農村社会の中にとけこみ、巡回指導や普及活動を進めていく「村落型」(稲作、家畜飼育、村落開発普及員など)
- (2) 職業訓練や理数科教育のように、実習・授業を担当する「教室型」(日本語教育、職業訓練など)
- (3) 土木建築、通信関係などの現場工事に従事する「現場勤務型」(土木設計、測量、電話架設など)
- (4) 事務所、試験場、研究所等に勤務して、設計や試験・研究を任務とする「本庁・試験場勤務型」(都市計画、栽培実験など)
- (5) 複数の職種の隊員が共通の達成目標と活動計画をもって、同一のプロジェクトでチームとして活動する「チーム型派遣」

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度には、78か国において4,196名の隊員が協力活動を行った。2008年7月末現在の派遣中隊員は76か国に2,587名である。

◆地域別実績◆

(単位:人)

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2006年度	アジア	376	765	1,141	446
	大洋州	120	213	333	121
	中南米	372	730	1,102	412
	中東	90	190	280	109
	アフリカ	554	886	1,440	463
	欧州	17	94	111	42
	合計	1,529	2,878	4,407	1,593
2007年度	アジア	335	665	1,000	338
	大洋州	141	217	358	125
	中南米	373	666	1,039	371
	中東	123	165	288	105
	アフリカ	509	931	1,440	498
	欧州	1	70	71	51
	合計	1,482	2,714	4,196	1,538

◆分野別実績◆

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2006年度	計画・行政	136	245	381	130
	公共・公益事業	26	91	117	49
	農林水産	286	494	780	264
	鉱工業	56	141	197	79
	商業・観光	10	31	41	13
	人的資源	642	1,218	1,860	673
	保健・医療	337	558	895	320
	社会福祉	23	30	53	12
	その他	13	70	83	52
	合計	1,529	2,878	4,407	1,593
2007年度	計画・行政	151	216	367	114
	公共・公益事業	109	187	296	100
	農林水産	278	633	911	410
	鉱工業	182	289	471	136
	エネルギー	0	1	1	0
	商業・観光	5	9	14	5
	人的資源	519	836	1,355	439
	保健・医療	220	505	725	311
	社会福祉	4	12	16	7
	その他	14	26	40	16
	合計	1,482	2,714	4,196	1,538

4. より詳細な情報

◆書籍等◆

- ・月刊「クロスロード」等

◆ホームページ◆

- ・<http://www.jica.go.jp/activities/jocv/>

⑥ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

◆経緯・目的◆

その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高まり、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材を求める要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置づけを明確にするため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」と変更し、現在に至っている。

同事業は、開発途上国からの技術協力の要請に応えるため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したい方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

シニア海外ボランティア派遣事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する派遣時に40～69歳までの中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。実施はJICAが担当している。

◆ボランティアの派遣◆

シニア海外ボランティアは、日本と技術協力協定が締結された国を中心に要望調査を行い、各相手国からの具体的な要請を取り付け、年2回春秋に国内において募集選考が行われる。面接、健康診断、語学試験などの選考を経て、合格者は国際協力、任国事情、語学などを内容とする65日間の青年海外協力隊員との派遣前合同訓練を受けた上で派遣される。指導科目は保健医療、農業、教育、工業など多岐の分野にわたっている。ボランティアの派遣は、年2回に分けて行われ、派遣期間は原則として1年間ないし2年間となっている。

◆派遣の形態◆

派遣されたボランティアは、相手国の政府機関等に配属され当該機関の一員として協力活動を行うが、派遣形態は大別すると次の通りである。

- (1) 個別派遣：各要請に対して、全国公募による募集選考を経て個別に派遣される。ほとんどのボランティアは個別派遣の形態をとっている。
- (2) グループ派遣：同一配属先に複数のボランティアをグループとして派遣し、有機的な連携によって協力効果を高めるための派遣形態。
- (3) 姉妹都市派遣：国内の自治体がボランティア派遣国の友好・姉妹都市関係にある自治体からの要請があった場合に、あらかじめ登録している自治体に推薦を依頼し、推薦者を選考して通常はグループで派遣する形態で、必要に応じてグループ・コーディネーターも一緒に派遣される。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度には、55か国で新規・継続をあわせ1,128名のボランティアが協力活動を行った。2008年7月末現在の派遣中ボランティアは55か国に641名であり、累計の派遣人数は3,430名である。

◆年齢別・分野別実績◆

2007年度に活動をしたボランティア(新規)の年齢別人数の比率は、60～64歳が33%と最も多く、次いで、55～59歳の24%、65～69歳の19%となっている。また、分野別では、人的資源の23%が最も多く、次いで、鉱工業および商業・観光の15%の順になっている。

◆地域別実績◆

(単位:人)

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2006年度	ア ジ ア	111	271	382	132
	大 洋 州	42	116	158	52
	中 南 米	106	299	405	126
	中 東	66	130	196	69
	ア フ リ カ	20	50	70	23
	欧 州	0	1	1	1
	合 計	345	867	1,212	403
2007年度	ア ジ ア	142	241	383	163
	大 洋 州	39	104	143	69
	中 南 米	100	273	373	188
	中 東	37	122	159	74
	ア フ リ カ	24	45	69	33
	欧 州	1	0	1	0
	合 計	343	785	1,128	527

◆分野別実績◆

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2006年度	計 画 ・ 行 政	39	115	154	51
	公 共 ・ 公 益 事 業	35	130	165	55
	農 林 水 産	44	80	124	34
	鉱 工 業	52	165	217	78
	エ ネ ル ギ ー	7	11	18	7
	商 業 ・ 観 光	47	118	165	55
	人 的 資 源	74	174	248	82
	保 健 ・ 医 療	29	53	82	29
	社 会 福 祉	18	21	38	12
	合 計	345	867	1,212	403
2007年度	計 画 ・ 行 政	33	104	137	77
	公 共 ・ 公 益 事 業	42	99	141	76
	農 林 水 産	36	84	120	49
	鉱 工 業	53	141	194	95
	エ ネ ル ギ ー	4	11	15	7
	商 業 ・ 観 光	50	107	157	70
	人 的 資 源	79	154	233	109
	保 健 ・ 医 療	24	59	83	32
	社 会 福 祉	10	18	28	10
	そ の 他	12	8	20	2
合 計	343	785	1,128	527	

4. より詳細な情報

◆書籍等◆

- ・ 月刊誌「クロスロード」でも、シニア海外ボランティアに関する記事の掲載が増えている。

◆ホームページ◆

- ・ <http://www.jica.go.jp/activities/sv/>

⑦ 開発調査(開発計画調査型技術協力)事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期・経緯◆

1962年に海外技術協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)が設立された際に、外務省の委託調査を引継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環としての開発調査事業が形成された。なお、新JICAの発足に伴い開発調査事業を整理し、将来の協力案件(主に資金協力)の形成あるいは事前準備としての性格を有する調査は「協力準備調査」として実施することとした(案件形成事業の項も参照)。

◆目的◆

開発途上国の経済社会インフラ、環境保全等の計画策定、制度・政策の整備に対し、日本が有するノウハウ・技術を活用して、基礎的な調査を行うことによりこれを支援し、あわせて調査の実施過程を通じ、調査方法に関する技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

開発調査事業は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等からなる調査団を派遣して現地協議／調査(データ収集等)と現地／国内での分析作業の上、計画を策定し、調査に係る提言を行う。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

(1) 政策支援調査

旧社会主義国の市場経済化や開発途上国の経済自由化政策を支援するため、必要な制度改革に関する基本戦略等を策定したり、日本の政府開発援助の効率的投入を確保するため、相手国の特定セクターを対象として、先方政府や他援助との調整を行いつつ、当該セクターの包括的な開発戦略を策定する。

(2) 開発計画調査(マスタープラン調査(M/P))

各種の開発計画の総合基本計画を策定するための調査で、全国または地域レベルあるいはセクター別の長期計画を策定する。

(3) 実施審査調査(ファイジビリティ調査(F/S))

個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定する。

(4) 実施設計調査(D/D)

プロジェクトの工事に必要な設計図、工事仕様書、入札関係書類等を作成する。ファイジビリティ調査よりも高い精度で、設計図面作成や、工事費積算を行う。

(5) 緊急支援調査

大規模な自然災害や内戦により被害を受けた国・地域において、緊急復興計画を策定するとともに、必要に応じ、緊急復旧のためのリハビリ事業を実施する。

◆審査・決定プロセス◆

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本援助政策との整合性、プロジェクトの内容、効果、事業化計画等の妥当性について検討を行い、実施案件を選定する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査事業を行う。

JICAは通常、専門家等からなる事前調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法を定めた実施細則(S/W:Scope of Work)を署名・交換する。その後、JICAが公正な技術力評価を基に選定したコンサルタント等が実施細則に基づく調査を開発途上国側実施機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

◆協力準備調査の創設に伴う開発調査の名称の廃止◆

新JICA発足に伴う協力準備調査の創設により、開発調査事業を整理し、案件形成の要素の強いものは「協力準備調査」として実施する一方、政策立案または公共事業計画策定支援に係る調査であって、原則、日本の資金協力を必ずしも想定しないものについては、技術協力の一環として「開発計画調査型技術協力」との名称により実施することとした。

なお、「開発計画調査型技術協力」の審査・決定プロセスや、決定後の案件実施の仕組みについては、開発調査と同様である。

また、新JICA創設以前に開発調査として採択された案件については、引き続き開発調査の名称を使用している。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度は、新規および継続案件をあわせて計145件の開発調査を実施した。

◆地域別実績◆

(単位:件、%)

地域	2006年度		2007年度	
	件数	シェア	件数	シェア
アジア	82	50.3	74	51.0
中東	19	11.7	18	12.4
アフリカ	36	22.1	36	24.8
中南米	17	10.4	11	7.6
大洋州	2	1.2	1	0.7
欧州	7	4.3	5	3.5
合計	163	100.0	145	100.0

2007年度に実施した主な分野および案件の例は次のとおり。

政策支援調査の例として、ベトナム「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」により、ベトナムの交通分野に関する長・中・短期の総合開発計画策定している他、カザフスタン「アルマティ市地震防災対策計画調査」により、地震災害評価やパイロット地域での防災マップ作成やコミュニティレベルの活動等を通じたアルマティ市の地震防災対策計画の策定している。

マスタープラン調査の例として、ザンビア「ルサカ市

総合開発調査」においては、都市施設の整備計画を含めた都市開発のプログラムを策定している。また、アフガニスタンでは、内戦終結後の急激な人口増加により生じた首都カブールの都市問題に対応するため「カブール首都圏開発計画調査」を実施している。

資金協力との連携を促進する観点からは、エジプト「カイロ都市有料高速道路優先整備区間F/S」や、パレスチナにおいて「ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画F/S調査」「ヨルダン渓谷水環境整備計画(F/S)」を実施している。

緊急開発調査の例として、内戦で被害を受けたアフリカの国々の復興と平和の定着を支援するため、コンゴ民主共和国「キンシャサ特別州都市復興計画調査」や、ブルンジ「ブジュンブラ市都市交通改善計画調査」を実施している。

◆分野別実績◆

(単位:件、%)

分類名	2006年度		2007年度	
	件数	シェア	件数	シェア
経済政策・民間セクター	14	8.6	17	11.8
電力・エネルギー	19	11.7	19	13.1
運輸・交通	49	30.1	35	24.2
教育	3	1.8	3	2.0
保健医療	5	3.1	3	2.0
公害対策	11	6.7	3	2.0
森林・自然環境	6	3.7	8	5.6
水資源・防災	31	19.0	28	19.3
農村開発	25	15.3	29	20.0
合計	163	100.0	145	100.0

4. より詳細な情報

◆ホームページ◆

・ <http://www.jica.go.jp>

⑧ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、従来からの関連事業を整理統合した。

◆経緯・目的◆

国民参加型の協力を促進するうえで、国際協力への理解と参加を促し、地域のもつ経験やノウハウ

を生かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

◆ 概要 ◆

(1) 開発教育支援

子供から大人まで、市民一人一人が開発・環境・平和などの地球規模の問題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

- ・ 国際協力出前講座
- ・ 開発教育／国際理解教育コンクール
- ・ 中学生・高校生エッセイコンテスト
- ・ 教師海外研修
- ・ 開発教育指導者研修
- ・ 修学旅行生のJICA訪問
- ・ 国際協力(ODA)実体験プログラム
- ・ 開発教育教材の作成と配布
- ・ 市民向けイベントセミナー

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、自治体、NGO等の人材や知見を生かした事業を推進することの重要性が認識されており、相互の連携を深めるための取組を行っている。また、既に協力実績があっても、組織的、技術的な基盤が弱い団体などに対し、研修などの機会の提供を通じて実施能力強化につなげる事業を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

<対話>

- ・ NGO・JICA定期協議会

<NGO支援プログラム>

- ・ NGO・JICA定期協議会
- ・ NGO人材育成研究
- ・ PCM研修
- ・ NGO技術者派遣
- ・ NGO組織強化のためのアドバイザー派遣

<地方自治体支援プログラム>

- ・ 地方自治体職員など国際協力実務研修
- ・ 地方自治体ブロック会議

(3) 国際協力推進員

全国道府県の自治体の国際交流協会などに配置され、国際協力に関心をもつ、地域の自治体、NGO、市民からの様々な相談に応じている。この活動の中から、地域での経験やノウハウを生かして国際協力への一步を踏み出す自治体やNGOも出てきている。

(4) 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

(イ) 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年間で5,000万円以内。

(ロ) 草の根協力支援型

開発途上国の支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を生かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年間で1,000万円以内。

(ハ) 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会がもつノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入を通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。実施可能期間は3年以内(事業規模に上限あり)。

◆ 審査・決定プロセス ◆

上記(4)のプロセスは次のとおり。

[1] 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

[2] 草の根協力支援型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、提案

団体とJICAが共同で事業提案書を作成。

[3] 地域提案型

年に1回、地方自治体からの案件提案を受け、事業を選考する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取りつけられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2007年度実績は次のとおり。

(1) 国際協力出前講座：2,400件／221,058名

中学生・高校生エッセイコンテスト：応募総数49,410点

教師海外研修：高校55名、中学校39名、小学校67名、その他9名

開発教育指導者研修：151件／7,381名

修学旅行生のJICA訪問：1,095件／28,260名

国際協力(ODA)実体験プログラム：40件／1,950名

開発教育教材の作成と配布：全国小・中学校約16,000校等に配布

市民向けイベントセミナー：323件

(2) 連携・研修

<対話>

・ NGO・JICA定期協議会：4回

・ NGO・JICA連携事業検討会：8回

<NGO支援プログラム>

・ NGO-JICA相互研修：32名

・ NGO人材育成研修：27名

・ PCM研修：91名

・ NGO技術者派遣：12件

・ NGO組織強化のためのアドバイザー派遣：19件

<地方自治体支援プログラム>

・ 地方自治体職員など実務研修：1件/16名

・ 地方自治体ブロック会議：2回

(3) 草の根技術協力事業

[1] 草の根パートナー型

2007年度は、66件実施(うち新規案件23件)。なお、選考については、55件の応募があり、22件が採択内定。

[2] 草の根協力支援型

2007年度は、31件実施(うち新規案件12件)。応募相談は、21件、事業提案書提出11件、採択内定16件。

[3] 地域提案型

2007年度は、地方自治体等の提案の中から、専門家168名の派遣、研修員164名の受入を実施。

⑨ 留学生交流の推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1954年に国費留学生の受入が開始された。

◆経緯・目的◆

1983年には「留学生受入れ10万人計画」が策定され、国費留学生受入の整備、私費留学生等への援助、留学生に対する教育、研究指導の充実等の施策を講じ、2005年には過去最高の約12万人となった。

こうした中2003年12月の中央教育審議会答申

「新たな留学生政策の展開について」および2005年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言を踏まえつつ、さらなる施策の充実を図ることとしている。

留学生交流の推進は、開発途上国の人材養成への貢献、日本と諸外国との友好親善関係の増進を図るとともに、日本の高等教育機関の教育・研究の高度化、国際化に資するものである。

2. 事業の仕組みおよび最近の活動内容

◆国費留学生受入の整備◆

開発途上国を中心に、世界各国より前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業であり、研究留学生、教員研修留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム(いずれも大学院レベル)、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生(いずれも学部レベル)の7つのプログラムから構成される。2006年度および2007年度の新規受入留学生数は、下記のとおりである。

年 度	受入国・地域数	新規受入留学生数
2006	168	5,273人
2007	168	5,273人

◆私費留学生等への援助◆

日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生の修学を支援するため学習奨励費の給付を行うとともに、私費外国人留学生に対して授業料の減免を行う学校法人に対する補助を行った。

◆留学生に対する教育、研究指導の充実◆

国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に対する国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置、日本企業への就職意志のある優秀な留学生に対し支援を行うアジア人財資金構想の実施、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新で的確な情報を提供し、日本への留学の促進を図るため、日本留学フェアを海外10地域で開催した。

◆留学生宿舎の確保◆

良質で低廉な宿舎を確保するため、(独)日本学生支援機構による留学生宿舎の運営(全国16か所2,772戸(2008年3月現在))、地方公共団体等が建設する留学生宿舎のための建設奨励金の交付(整備戸数1,960戸(2007年度までの累計))等により宿舎の確保が図られた。

◆主要国からの留学生受入実績◆

(イ) 国費留学生制度(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
地 域	2006年度	地 域	2007年度
中 国	1,696	中 国	1,750
インドネシア	659	インドネシア	666
タ イ	572	タ イ	576
ベ ト ナ ム	520	ベ ト ナ ム	546
バングラデッシュ	488	バングラデッシュ	486
フィリピン	321	フィリピン	288
モ ン ゴ ル	272	モ ン ゴ ル	286
マレーシア	246	マレーシア	254
イ ン ド	214	イ ン ド	216
ブ ラ ジ ル	187	ブ ラ ジ ル	215

(ロ) 学習奨励費(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
地 域	2006年度	地 域	2007年度
中 国	9,518	中 国	9,168
ベ ト ナ ム	145	ベ ト ナ ム	181
ネ パ ール	91	ネ パ ール	99
バングラデッシュ	78	バングラデッシュ	87
タ イ	78	タ イ	85
インドネシア	76	インドネシア	84
マレーシア	65	マレーシア	71
スリランカ	62	モ ン ゴ ル	64
モ ン ゴ ル	59	スリランカ	52
ミャンマー	45	ミャンマー	49

(ハ) 短期留学推進制度(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
地 域	2006年度	地 域	2007年度
中 国	256	中 国	288
タ イ	76	タ イ	82
インドネシア	42	インドネシア	34
フィリピン	24	フィリピン	24
ベ ト ナ ム	15	ベ ト ナ ム	22
ブ ラ ジ ル	13	ブ ラ ジ ル	12
ト ル コ	12	メ キ シ コ	11
モ ン ゴ ル	10	ト ル コ	11
メ キ シ コ	9	モ ン ゴ ル	9
エ ジ プ ト	8	ウズベキスタン	7

3. より詳細な情報

◆ホームページ◆

- ・(独)日本学生支援機構：<http://www.jasso.go.jp>
- ・(財)日本語教育振興協会：
<http://www.nisshinkyu.org>

⑩ 海外開発計画調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1962年度。

◆経緯・目的◆

開発途上国に対する援助のあり方に関しては、資金援助だけでは経済開発は実現されないことから、開発計画の策定、人材の育成等を中心とした技術協力の重要性が指摘されている。

このような状況において、日本としても一層積極的に開発途上国に対する技術協力に取り組む必要があり、特に国づくりの基礎となる鉱工業分野における協力の重要な手段である海外開発計画調査の必要性は大きい。

開発計画調査には、その性格上、マスタープラン、フィージビリティ調査があり、それぞれ要請国の政策決定、開発計画を実行に移す際の重要な判断材料として役立つばかりでなく、国際金融機関等の資金協力を得る際の基礎資料ともなり、さらに調査の実施を通して現地カウンターパートに対する技術の移転に資することもあって、開発途上国の期待は極めて大きい。従来からのエネルギー・資源開発、工業開発に関する調査に加え、最近では、中小企業振興、貿易・投資の促進を図るための経済制度構築に関する調査、国際的な環境問題解決のための調査等の比重が大きくなっている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

JICAに事業を委託し、JICAの実施する開発調

査事業(本節②(2)⑦開発調査事業参照)の一環として実施。

◆審査・決定プロセス◆

相手国政府の要請を受け、必要な場合はJICAが要請内容確認等のための準備調査を行ったうえで外務省、経済産業省、JICAからなる案件採択会議を開催し、採択案件を決定する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

相手国カウンターパートと調査に係る実施細則(S/W)を署名交換し、この内容に従って、経済産業省およびJICAの監督下、主にコンサルタントからなる調査団を相手国に派遣し、相手国カウンターパートと協力して現地調査等を実施し、調査結果を最終報告書として取りまとめ、相手国に提出する。

3. 最近の活動内容

2006年度55件、2007年度50件の調査を実施。

2007年度	
(1) 技術調査団	26チーム
(2) プロジェクト準備調査団	13チーム
(3) エネルギー・環境対策調査団	7チーム
(4) 事業効率促進等調査団	4チーム
計	50チーム

4. より詳細な情報

◆ホームページ◆

- ・(独)国際協力機構(JICA)海外開発計画調査事業:<http://www.jica.go.jp>

⑪ 経済産業人材育成支援事業(研修事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1999年度から、(財)海外技術者研修協会(AOTS)において実施。

◆経緯・目的◆

開発途上国から民間ベースによって受け入れる産業技術研修生に対し受入研修事業および開発途

上国の現地技術者に対し海外研修事業等を実施することによって、開発途上国の産業技術水準の向上および経済の発展に寄与する。

2. 産業技術研修生に対する受入研修事業の仕組み

◆概要◆

開発途上国から、産業技術研修生の受入を行

い、これら研修生に対し日本語講習、日本紹介および研修旅行等の一般研修を実施した後、研修分野に応じて受入企業内にて実地研修を行う。

◆**審査・決定プロセス**◆

研修生および研修生派遣希望海外企業等から、研修申込み書類の提出を受け、これを受理・精査し審査委員会で受入の可否等を審査する。

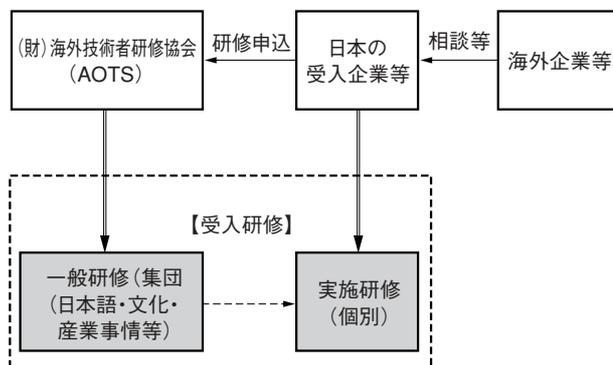
審査基準(抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国およびこれに準ずる国または地域の者
- (2) 大学卒またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者で、研修終了後、管理監督または指導的な職務につくことが予定され、または期待される者
- (3) 原則として20歳以上50歳以下の心身健康な者

◆**決定後の案件実施の仕組み**◆

審査結果(承認)通知を実施したのち、事務手続きに入る。

研修査証申請→研修査証取得→研修生来日



3. 研修生受入実績(地域別)

(単位:人)

地域	2006年度	2007年度
アジア	3,777	3,692
中東	27	28
アフリカ	37	58
中南米	130	178
大洋州	1	2
欧州	82	52
合計	4,054	4,010

4. より詳細な情報

◆**ホームページ**◆

- ・(財)海外技術者研修協会(AOTS):
<http://www.aots.or.jp>

⑫ 経済産業人材育成支援事業(専門家派遣事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆**開始時期**◆

1999年度より(財)海外貿易開発協会(JODC)において実施。

◆**経緯・目的**◆

開発途上国の民間企業等からの要請を受け、日本の技術者または経営専門家等を派遣し、現地企業内等で技術指導を行うことによって、開発途上国の経済発展に寄与する。

2. 産業技術等向上支援専門家派遣事業の仕組み

◆**概要**◆

開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・技術向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に日本の専門家を派遣し、助

言・指導を行う。

◆**審査・決定プロセス**◆

専門家派遣を希望する企業・団体等から、派遣申込書の提出を受け、受理・精査した後、資格・審査委員会に派遣の可否を諮り、決定する。

審査基準(抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国の企業・団体であること。
- (2) 派遣対象の企業・団体は、その国の産業発展に貢献できること。
- (3) 専門家は開発途上国における技術指導に熱意があり、専門分野について十分な知識、経験を有すること。

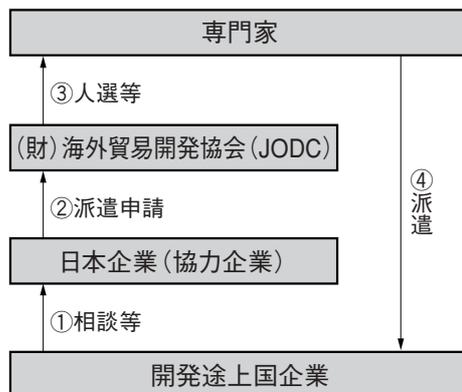
◆**決定後の案件実施の仕組み**◆

審査結果(承認)通知後、事務手続きに入る。

- (1) 受入企業、専門家並びに専門家の所属企

業との契約書作成

- (2) パスポート・ビザの取得
(3) 専門家出発



3. 最近の活動内容

◆ 専門家派遣実績 ◆

(単位:人)

地 域	2006年度 派遣人数	2007年度 派遣人数
ア ジ ア	237	239
ア フ リ カ	0	0
中 東	1	3
中 南 米	2	3
大 洋 州	0	0
東欧・中央アジア	0	0
そ の 他	0	0
合 計	240	245

4. より詳細な情報

◆ ホームページ ◆

- ・ (財)海外貿易開発協会(JODC) :
<http://www.jodc.or.jp>

⑬ 研究協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆ 開始時期 ◆

1971年度より実施。

◆ 経緯・目的 ◆

開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題(技術ニーズ)について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。本研究協力により、開発途上国・地域に固有な技術開発課題を解決するのみならず、日本の研究機関との共同研究を通じて、開発途上国の自立的発展に不可欠となる研究開発能力の向上をも図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

◆ 概 要 ◆

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

◆ 審査・決定プロセス ◆

NEDOは審査委員会を設置し、新規事業について審査し、決定する。

◆ 決定後の案件実施の仕組み ◆

相手国政府機関等との間でNEDOは事業に関する覚書を締結し、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

◆ 概 要 ◆

2006年度5テーマ、2007年度4テーマの研究協力を実施。

2007年度実施研究協力テーマ一覧表

研究協力テーマ	相手国	実施期間
環境技術総合研究協力 ^(*)	グリーンエイドプラン対象国	1993年～
研究機関能力向上支援 ^(*)		1998年～
提案公募型開発支援研究協力 ^(*)		1999年～
途上国提案型開発支援研究協力	タイ	2007～2008年

* 実施期間の終了年度は未定。

4. より詳細な情報

◆ ホームページ ◆

- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) : <http://www.nedo.go.jp/>

⑭ 共同資源開発基礎調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

2004年度より石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)において実施。

◆経緯・目的◆

本調査は、資源保有開発途上国の民間企業等と共同で行う資源開発調査を通じて、日本が有する資源開発に関する技術・ノウハウ等の技術移転等を行い、相手国の人材育成を行うとともに、日本への鉱物資源の安定供給確保を図るものである。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

共同資源開発基礎調査事業は、(1)資源開発調査、(2)戦略的鉱種調査、(3)鉱物資源広域調査、(4)プロジェクト選定調査、(5)安全対策等調査および(6)事前調査の各調査等から構成され、その概要は次のとおりである。

(1) 資源開発調査

この調査は、鉱物資源賦存の可能性を解明するために行うものであり、地質調査、地上物探概査、ボーリング概査等を行う。

(2) 戦略的鉱種調査

この調査は、鉱物資源のポテンシャルが期待されるものの地質的基礎データの不足等のため資源探査が進んでいない地域において、衛星画像解析等を通じた専門家派遣、共同解析者受入等を通じた協力・調査を行う。

(3) 鉱物資源広域調査

この調査は、広域にわたり鉱物資源賦存のポテンシャル評価と有望鉱床の抽出を行うことを目的として衛星画像解析、空中物理探査等を行う。

(4) プロジェクト選定調査等

この調査は、鉱物資源開発を効率的に推進するため、資源賦存の可能性が高い開発途上国等について現地調査等による情報を収集し、資源開発調査等へのプロジェクト形成を行う。

(5) 安全対策等調査

この調査は、資源開発調査等の各調査事業を安全に遂行するため、調査地域の安全情報を

収集するとともに、調査における安全対策を行う。

(6) 事前調査

この調査は、資源開発調査等を開始するにあたり、相手国関係機関と事業内容についての細目を定める。

◆審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み◆

日本自らが優良案件を発掘し、相手機関と調査内容の条件を交渉し、日本への鉱物資源の安定供給に資するものを優先的に採択する。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2004年度からJOGMECへの直接委託とし、日本自らの案件発掘、調査実施後の成果の日本企業への引継ぎ等日本への鉱物資源の安定供給に資する事業としている。2007年度からは、日本が有する資源開発に関する技術・ノウハウ等の技術移転等を行い、相手国の人材育成を行うとともに、日本への鉱物資源の安定供給に資する事業としている。

◆地域別実績◆

2006年度は予算額12.1億円。新たにチリ6地域、フィリピン1地域の計7地域を加えた12か国16地域において調査を実施。

2007年度は予算額12.4億円。新たにブラジル等9地域を加えた8か国20地域において調査等を実施。

4. より詳細な情報

◆ホームページ◆

- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC):
<http://www.jogmec.go.jp/>

図表-48 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

③ 国際緊急援助実施状況

(1) 主要実績

図表-48 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

年 度	国際緊急援助隊派遣	緊急援助物資供与	
	派遣チーム数	件数	援助額
1987年度9月～1988年3月	2チーム	3件	70百万円相当
1988年度	6チーム	12件	465百万円相当
1989年度	2チーム	7件	189百万円相当
1990年度	6チーム	14件	604百万円相当
1991年度	9チーム	19件	474百万円相当
1992年度	3チーム	19件	363百万円相当
1993年度	3チーム	18件	519百万円相当
1994年度	1チーム	14件	252百万円相当
1995年度	1チーム	16件	425百万円相当
1996年度	2チーム	24件	370百万円相当
1997年度	4チーム	19件	433百万円相当
1998年度	7チーム	30件	547百万円相当
1999年度	11チーム	22件	498百万円相当
2000年度	4チーム	11件	268百万円相当
2001年度	0チーム	9件	135百万円相当
2002年度	2チーム	22件	254百万円相当
2003年度	7チーム	15件	244百万円相当
2004年度	15チーム	29件	388百万円相当
2005年度	6チーム	19件	298百万円相当
2006年度	3チーム	15件	211百万円相当
2007年度	1チーム	22件	381百万円相当
合 計	95チーム	359件	7,389百万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表-49 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与		援助額
			派遣期間	チーム構成	物資品目	物資品目	
ソモン諸島	津波	4月4日			毛布、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウルグアイ	洪水	5月11日			スリーピングマット、毛布、プラスチック・シート		1,000万円相当
ミャンマー	サイクロン	6月5日			毛布、テント、ポリタンク		1,000万円相当
パキスタン	洪水	7月6日			スリーピングマット、プラスチック・シート、ポリタンク		1,300万円相当
スーダン	洪水	7月24日			テント、プラスチック・シート、毛布、発電機		1,600万円相当
ペルー	地震災害	8月17日			テント、毛布、スリーピングマット		1,600万円相当
ジャマイカ	ハリケーン	8月24日			毛布、簡易水槽、プラスチック・シート、発電機、コードリール、浄水器		1,500万円相当
ニカラグア	ハリケーン	9月6日			テント、毛布、プラスチック・シート、発電機、コードリール		1,100万円相当
ガーナ	洪水	9月18日			簡易水槽、ポリタンク、毛布、テント、浄水器、発電機、コードリール、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウガンダ	洪水	9月20日			テント、毛布、プラスチック・シート		1,200万円相当
ドミニカ(共)	熱帯性暴風雨	11月1日			テント、スリーピングマット、毛布、浄水器、プラスチック・シート		1,200万円相当
メキシコ	洪水	11月9日			テント、プラスチック・シート、毛布、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機、コードリール		1,500万円相当
バングラデシュ	サイクロン	11月19日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機		3,500万円相当
バフアニューギニア	サイクロン	11月22日			テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングマット、ポリタンク		1,300万円相当
韓国	油流出事故	12月14日	12月15日～12月23日(9日間)	専門家チーム(計16名)	油吸着材		3,000万円相当
スリランカ	洪水	12月27日			テント、スリーピングマット、浄水器、簡易水槽、プラスチック・シート、ポリタンク		1,400万円相当
ボリビア	洪水	1月30日			テント、スリーピングマット、毛布		1,300万円相当
中国	大雪	2月5日			発電機、コードリール、毛布、スリーピングマット		5,700万円相当
アフガニスタン	豪雪	2月6日			毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート		2,100万円相当
タジキスタン	寒波	2月7日			毛布		1,000万円相当
エクアドル	洪水	2月22日			テント、毛布、簡易水槽		1,300万円相当
マダガスカル	サイクロン	2月27日			スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク、プラスチック・シート		1,600万円相当
2007年度実績				1チーム	22件		38,100万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 主な事業概要と実績

① 災害援助等協力事業(国際緊急援助)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により創設。

◆経緯◆

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム(JMTDR:Japan Medical Team for Disaster Relief)を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者の他に救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

◆目的◆

海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、救助活動、医療活動および災害応急対策や災害復旧のための活動を行う国際緊急援助隊を派遣し、あるいは被災者の当面の生活を確保するために必要なテント、毛布、発電機等の緊急援助物資を供与し、国際協力の推進に寄与することを目的としている。

2. 事業の仕組み

◆国際緊急援助隊の概要◆

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動を行う専門家チーム、並びに特に必要

があると認めるときに派遣される自衛隊の部隊がある。

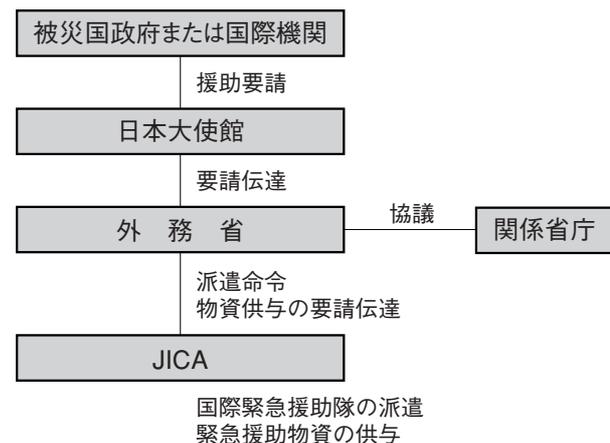
なお、被災国政府から日本に対し派遣要請があった場合、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内をめどに日本を出発できる体制を整えている。

◆緊急援助物資供与の概要◆

緊急援助物資の供与は、海外4か所(シンガポール、マイアミ、フランクフルト、ヨハネスブルク)に設けている備蓄倉庫から、被災者の当面の生活を確保するために必要なテント、毛布、発電機等を被災国に供与するものである。

◆審査・決定のプロセス◆

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助要請から決定までのプロセスは次のとおり。



3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度については、12月に韓国西岸で発生した原油流出事故に対して油防除の助言等を行う国際緊急援助隊専門家チームの派遣を実施した。また、4月にソロモン諸島での津波による災害、7月にパキスタンでの洪水による災害、8月にペルーでの地震

による災害、11月にバングラデシュでのサイクロンによる災害など計22件、総額約3億8,100万円相当の緊急援助物資の供与を行った。2007年度の主な援助案件の概要は以下のとおり。

(1) 韓国油流出事故に対する緊急援助について

2007年12月7日、韓国西岸において停泊中の香港籍タンカーとタグボート曳航中のクレーン台船が衝突し、タンカーの積荷である原油のうち、約1万2,500キロリットルが流出する事故が発生。韓国西岸の広範囲にわたり油が漂着し、沿岸部の漁場や海水浴場に被害が拡大した。この事故に対し、同日、韓国政府は「国家災害危機宣言」を発出した他、同9日には北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に規定された地域油流出緊急時計画を発動した。

同13日、韓国外交通商省から日本大使館を通じて日本政府に協力要請があり、日本は6名からなる国際緊急援助隊専門家チームを派遣するとともに、油吸着材10トン(約3,000万円相当)を供与した。

(2) バングラデシュでのサイクロンによる災害に対する緊急援助について

2007年11月15日、バングラデシュ南部に上陸した大型サイクロンは、死者2,837名、行方不明者2,176名、被災人員約549万人、全壊家屋約45万8,000軒、損壊家屋約66万5,000軒の被害(11月20日現在のバングラデシュ政府発表)をもたらした。

これに対し日本は、11月19日に約3,500万円相当の緊急援助物資(テント、毛布、発電機、スリーピングマット、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、プラスチックシート)の供与を決定し、翌20日、首都ダッカの空港において、バングラデシュ政府に緊急援助物資を引き渡した。

◆実績◆

年 度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2004年度	15チーム ・スリランカ津波(医療チーム、専門家チーム) ・モルディブ津波(医療チーム、専門家チーム) ・インドネシア地震・津波(医療チーム、自衛隊部隊) ・タイ津波(救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊) ・インドネシア(ニアス島)地震(医療チーム)	29件 (3億8,800万円相当)
2005年度	6チーム ・インドネシア(ニアス島)地震(医療チーム) ・パキスタン地震(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊) ・ロシア潜水艇事故(自衛隊部隊)	19件 (2億9,800万円相当)
2006年度	3チーム ・インドネシア・ジャワ島中部地震(医療チーム、自衛隊部隊) ・フィリピン・ギマラス島沖における油流出海難事故(専門家チーム)	15件 (2億2,100万円相当)
2007年度	1チーム ・韓国西岸における油流出事故(専門家チーム)	22件 (3億8,100万円相当)

4. より詳細な情報

◆ホームページ◆

- ・外務省・ODA・緊急援助：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/kinkyu/saigai_e.html

- ・(独)国際協力機構(JICA)・JICA事務実績・国際緊急援助隊活動報告：

<http://www.jica.go.jp/jdr/index.html>

4 NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況

(1) 主要実績

図表-50 2007年度日本NGO連携無償資金協力^(*)の実績

地域	国数	件数	金額
アジア	14か国	66件 (53.2%)	1,108百万円 (42.5%)
中東	6か国	22件 (17.7%)	550百万円 (21.1%)
アフリカ	8か国	24件 (19.4%)	788百万円 (30.2%)
中南米	2か国	6件 (4.8%)	90百万円 (3.5%)
大洋州	2か国	4件 (3.2%)	42百万円 (1.6%)
欧州・NIS	1か国	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
合計	33か国	124件 (100.0%)	2,608百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表-51 2007年度日本NGO連携無償資金協力^(*)分野別実績

分野	件数	金額
教育協力	35件 (28.2%)	742百万円 (28.5%)
医療・保健	21件 (17.0%)	447百万円 (17.1%)
民生環境	11件 (8.9%)	183百万円 (7.0%)
農林水産	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
水・衛生	17件 (13.7%)	727百万円 (27.9%)
調査	28件 (22.6%)	72百万円 (2.8%)
地雷	4件 (3.2%)	351百万円 (13.5%)
モニタリング	3件 (2.4%)	8百万円 (0.3%)
その他	3件 (2.4%)	48百万円 (1.8%)
合計	124件 (100.0%)	2,590百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表-52 2007年度地域・国名別日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
東アジア地域				
インドネシア	2007年5月31日	震災地における保健衛生環境改善プロジェクト	(特活) アムダ	17,998,560
カンボジア	2007年6月21日	スレイモンコル中等学校建設計画	(特活) ジェイエイチビー学校をつくる会	8,419,628
	2007年6月26日	カンボット州カンボットクロン中学校増設事業	(特活) ASACカンボジアに学校を贈る会	19,999,908
		平成19年度カンボジア西部における住民参加型地雷処理事業	(特活) 日本地雷処理を支援する会	78,303,364
	2007年6月27日	ウオック小学校建設計画	(特活) スクール・エイド・ジャパン	6,014,368
	2007年7月9日	コンポントム州サンダン郡小学校建設計画	(特活) 日本紛争予防センター	19,312,724
	2007年9月14日	カンボジア・カンダハール州等における不発弾処理事業	(特活) 日本地雷処理を支援する会	78,717,484
	2007年10月16日	地域市民による知的障害者支援事業	(社) 日本発達障害福祉連盟	7,146,876
	2007年12月6日	カンボジア国コン州青年男女の能力向上プロジェクト	(財) ケア・インターナショナルジャパン	24,456,860
	2008年2月5日	コンポントム州ダンハット小学校及びプレイベン小学校建設計画	(社) シャンティ国際ボランティア会	10,016,136
2008年2月28日	プレイベン郡保健行政区コミュニティにおける母子保健プロジェクト	(特活) シェア=国際保健協力市民の会	19,999,908	
タイ	2007年5月29日	伝統文化継承のためのノンフォーマル教育支援事業(図書館事業)	(社) シャンティ国際ボランティア会	9,166,406
	2007年5月31日	メーファールワン財団向け中古消防車供与計画	(財) 日本国際親善厚生財団	490,000
	2007年12月4日	GMS(大メコン流域地区、Greater Mekong Sub-region)でのマラリア、結核、エイズ対策プロジェクト(第2年目)	(財) 日本国際親善厚生財団	16,708,168
東ティモール	2007年8月29日	東ティモール民主共和国ディリ市において騒乱の影響を受けた青少年への人道・教育支援事業	(特活) 国境なき子どもたち	9,361,780
フィリピン	2008年1月17日	又エバ・ビスカヤ州重要水源地上における住民参加型森林管理支援プロジェクト	(特活) ジーエルエム・インスティテュート	11,014,200
	2008年2月26日	セブ地域知的障害者自立支援事業	(特活) 地球ボランティア協会	10,784,172
		タナウアン市コミュニティ開発による所得向上プロジェクト	(特活) エヌピーオークオレセ戸	6,693,200
ベトナム	2007年7月4日	ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食糧自給改善プロジェクト	(特活) ジーエルエム・インスティテュート	9,610,136
	2008年1月11日	ベトナムの視覚障害者のための職業創生と自立支援プロジェクト	(特活) 民族フォーラム	10,071,816
		総合的子どもの発達と就学前教育プロジェクト	(社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	32,761,764
	2008年2月1日	ベトナム北西部山岳地域住民参加型農村開発・環境保全事業	(特活) 日本国際ボランティアセンター	8,788,740
マレーシア	2007年11月6日	マレーシア国サバ州救急救命支援画像通信システム	(特活) BHNテレコム支援協議会	9,890,075

図表-52 2007年度地域・国名別日本NGO連携無償資金協力

国名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
ミャンマー	2007年5月30日	ヤンゴン市慈善病院への中古検診車の供与計画	(特活) 民族フォーラム	1,241,468
	2007年7月9日	ミャンマー・ラカイン州マウンドー・タウンシップチャウパンドウ村・ティンボークウエ村間の橋梁建設による村落生活改善事業	(特活) ブリッジ エーシア ジャパン	24,174,908
	2007年11月8日	ミヤイ・テー・オー僧院付属小中学校建設 シャン州タウンジー郡におけるハムシー高等学校寮改築事業	(特活) 南東アジア交流協会 (特活) 地球市民の会	9,181,737 19,532,362
モンゴル	2007年7月3日	日本伝統治療(柔道整復術)普及事業	(社) 日本柔道整復師会	12,401,268
	2007年12月12日	モンゴル国ドルノゴビ県総合病院ならびにゴビスムベル県総合病院への治療用機材供与事業	(特活) 日本口唇口蓋裂協会	648,254
ラオス	2007年6月4日	ヴィエンチャン職業訓練生徒寮建設計画	(特活) 国際協力NGO・IV-JAPAN	18,655,120
	2007年8月1日	サイニャブリー県における保健医療支援プログラムーサタティラート病院との協力チームアプローチ	(特活) 日本口唇口蓋裂協会	9,958,024
	2008年1月29日	サバナケート県における洋裁技術者育成のための職業訓練事業(フェーズ2)	(特活) リボン京都	9,756,573
	2008年2月28日	ラオス・シェンクアン県における不発弾処理事業(第3次)	(特活) 日本地雷処理を支援する会	97,304,628
南アジア地域				
パキスタン	2007年7月31日	バーク県教育環境改善支援	(特活) ジェン	19,170,160
	2007年9月5日	パキスタン国北西辺境州において地震の影響を受けた青少年への教育支援・心理ケア事業	(特活) 国境なき子どもたち	8,044,191
ネパール	2007年7月11日	武力紛争の影響下にある子どものための教育事業	(社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	9,658,508
NIS諸国				
タジキスタン	2007年6月1日	ガルム郡、タビルダラ郡障害団体能力強化支援プロジェクト	(特活) 難民を助ける会	12,234,636
	2008年3月10日	ラシュト地域住民の医療環境改善事業	(特活) 難民を助ける会	17,845,440
中東地域				
イラン	2008年2月7日	イラン人貧困層及びアフガニスタン難民に対する職業訓練改善事業	(社) 日本国際民間協力会	8,870,715
アフガニスタン	2007年5月29日	パルワン県における学校再建事業	(特活) ジェン	50,540,197
	2007年7月23日	バーミヤン県における学習用中古机・椅子寄贈事業	(特活) アフガン復興支援機構	2,825,033
	2007年7月24日	カブール市内診療所への中古医療機器寄贈事業	(財) 日本国際親善厚生財団	1,514,577
	2007年11月15日	ナンガルハール県における学校建設事業	(社) シャンティ国際ボランティア会	31,922,113
	2007年12月7日	パルワン県バグラム郡における地雷・不発弾処理事業(第2次)	(特活) 日本地雷処理を支援する会	97,096,801
	2007年12月11日	ナンガルハール県北東部における女性と子どものための地域保健改善支援事業 第2期	(特活) 日本国際ボランティアセンター	48,882,630
	2008年1月30日	ナンガハール県における学習机・椅子配備事業	(社) シャンティ国際ボランティア会	17,391,281
2008年2月20日	パルワン県における女子校再建事業	(特活) ジェン	46,239,005	
パレスチナ自治区	2008年1月10日	パレスチナでの心理サポートに関わる人材育成	(特活) パレスチナ子どものキャンペーン	8,164,132
アフリカ地域				
ウガンダ	2007年12月24日	ウガンダ共和国ワキノ県カブブ区における水と衛生事業	(特活) ハンガー・フリー・ワールド	10,800,180
エチオピア	2007年7月11日	水供給・衛生教育プロジェクト	(特活) ホープ・インターナショナル開発機構	3,916,740
ケニア	2007年5月17日	地域自助努力型モデル診療所建設支援及びVCT/ARVの普及拡大	(特活) 少年ケニアの友	17,047,824
	2007年5月29日	ムインギ県ヌー郡・ムイ郡におけるエイズから子どもを守る社会を形成するためのエイズ教育事業	(特活) アフリカ地域開発市民の会	9,407,020
	2007年12月24日	HIV/エイズ感染防止教育事業—Phase II	(特活) 少年ケニアの友	13,387,096
ザンビア	2008年2月13日	ルサカ市結核対策強化事業	(特活) AMDA社会開発機構	19,999,908
	2008年2月19日	ザンビア共和国ルサカ州チランガ周辺地域におけるHIV/エイズ対策プロジェクト(フェーズ3)	(特活) 難民を助ける会	23,789,512
マラウイ	2007年4月18日	マラウイにおけるHIV/エイズ検査相談所(VCTセンター)整備計画事業	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン	89,351,320
スーダン	2008年2月1日	中央エクアトリア州における学校水衛生改善事業	(特活) ジェン	18,432,140
	2008年2月29日	スーダン共和国東エクアトリア州における水・衛生改善事業	(特活) 難民を助ける会	69,485,760
マリ	2007年12月26日	サヘル地域における教育普及事業	(特活) カラ=西アフリカ農村自立協力会	14,219,310
		サヘル地域における女性自立への支援	(特活) カラ=西アフリカ農村自立協力会	14,325,591
中南米地域				
グアテマラ	2008年1月28日	グアテマラ パハ・ベラパス州プルラ郡における基礎教育改善事業	(財) 日本フォスター・プラン協会	19,999,908
大洋州地域				
ソロモン	2007年6月7日	ソロモン諸島沖地震被災地域における食料自給支援体制構築事業	(特活) エーピーエスディ	19,983,776
	2007年10月26日	ソロモン諸島津波災害復興支援	(特活) アムダ	9,621,736
バブアニューギニア	2007年9月6日	PNG東セピック州ソフム村における小規模複合グリーンエネルギーユニットの設置事業	(社) 大阪南太平洋協会	9,949,756
計25か国1地域/64件/41団体				1,372,697,611

図表-53 NGO事業補助金事業実績(団体別)

図表-53 NGO事業補助金事業実績(団体別)

2007年度

(単位:円)

申請団体	事業区分	実施国	実績額
(社) アジア協会アジア友の会	組織運営・活動能力向上事業	タイ	1,510,561
			1,510,561
(特活) アムダ	プロジェクト企画調査事業	モンゴル	1,150,640
			1,150,640
(財) オイスカ	組織運営・活動能力向上事業	日本(西日本研修センター)	9,843,306
	組織運営・活動能力向上事業	日本(JA沖縄研修所)	9,338,270
			19,181,576
(財) ケア・インターナショナルジャパン	プロジェクト企画調査事業	レソト	762,355
		南アフリカ	
ガーナ			
インドネシア			
			762,355
(財) 家族計画国際協力財団	プロジェクト評価事業	ザンビア	433,386
			433,386
(社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	プロジェクト企画調査事業	モンゴル	2,211,728
			2,211,728
(特活) 名古屋NGOセンター	組織運営・活動能力向上事業	日本	953,738
			953,738
(社) 日本国際民間協力会	プロジェクト企画調査事業	マラウイ	2,942,807
			2,942,807
(特活) 日本地雷処理を支援する会	プロジェクト企画調査事業	アンゴラ	1,783,012
		モーリタニア	
			1,783,012
(特活) 日本紛争予防センター	プロジェクト企画調査事業	ケニア	716,817
		ルワンダ	
			716,817
(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン	プロジェクト評価事業	バングラディッシュ	719,454
		エチオピア	
		タンザニア	
	プロジェクト評価事業	ウガンダ	708,488
		スリランカ	
		タンザニア	
		ケニア	
			1,427,942
11団体13件			33,074,562

図表-54 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGO自己資金 による比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民一人当たりの NGO援助実績(ドル)		NGO援助実績に 占める政府補助金(%)	
	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年
オーストラリア	615	825	2,123	1,680	1: 3.5	1: 2.0	1	4	0.0	0.2	30.0	40.8	0.1	—
オーストリア	119	139	1,498	1,573	1: 12.6	1: 11.3	0	0	0.0	0.0	14.4	17.0	0.3	0.3
ベルギー	251	249	1,978	1,963	1: 7.9	1: 7.9	21	20	1.1	1.0	25.8	25.8	7.7	7.4
カナダ	1,100	973	3,684	3,756	1: 3.3	1: 3.9	27	31	0.7	0.8	34.4	31.0	2.4	3.1
デンマーク	73	81	2,236	2,109	1: 30.7	1: 26.1	122	56	5.4	2.6	35.7	25.1	62.5	41
フィンランド	25	16	834	902	1: 33.3	1: 55.3	9	7	1.1	0.8	6.6	4.4	27.3	30.3
フランス	—	—	10,601	10,026	—	—	42	40	0.4	0.4	0.7	0.7	—	—
ドイツ	1,348	1,523	10,435	10,082	1: 7.7	1: 6.6	—	—	—	—	16.3	18.5	—	—
ギリシャ	10	1	424	384	1: 43.9	1: 768.4	—	—	—	—	0.9	0.0	—	—
アイルランド	339	308	1,022	719	1: 3.0	1: 2.3	100	130	9.8	18.1	103.5	109.4	22.9	29.7
イタリア	123	94	3,641	5,091	1: 29.5	1: 54.3	10	53	0.3	1.0	2.3	2.5	7.2	36.0
日本	315	255	11,136	13,126	1: 35.3	1: 51.4	102	129	0.9	1.0	3.3	3.0	24.5	33.5
ルクセンブルク	8	8	291	256	1: 35.3	1: 31.5	3	33	1.1	12.9	25.0	91.6	28.5	80.3
オランダ	277	422	5,452	5,115	1: 19.7	1: 12.1	977	674	17.9	13.2	76.6	67.1	77.9	61.5
ニュージーランド	48	94	259	274	1: 5.3	1: 2.9	15	14	5.7	5.1	15.2	26.4	23.4	12.9
ノルウェー	—	—	2,954	2,786	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—
ポルトガル	4	6	396	377	1: 110.7	1: 58.2	7	6	1.8	1.5	1.0	1.2	66.9	46.9
スペイン	—	—	3,814	3,018	—	—	6	7	0.2	0.2	0.1	0.2	—	—
スウェーデン	12	29	3,955	3,362	1: 327.7	1: 116.1	152	134	3.8	4.0	18.0	18.0	92.6	82.3
スイス	402	332	1,646	1,772	1: 4.1	1: 5.3	49	47	3.0	2.7	60.1	50.9	10.9	12.5
英国	543	726	12,459	10,772	1: 23.0	1: 14.8	365	394	2.9	3.7	15.1	18.7	40.2	35.2
米国	9,037	8,629	23,532	27,935	1: 2.6	1: 3.2	—	—	—	—	30.2	29.1	—	—
DAC計(平均)	14,648	14,712	104,370	107,078	1: 7.1	1: 7.3	2,008	1,779	1.9	1.7	18.8	18.8	12.1	10.8

出典:2007年DAC議長報告

* NGO援助実績=NGO自己資金+政府補助金

図表-55 各省庁のNGO関連事業概要と実績

図表-55 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2007年度

(単位:百万円)

省庁	事業名 (金額)	2007年
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力 (11,859)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (2,800)	開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接利益となる経済・社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行う。
	NGO事業補助金 (33)	日本のNGOが開発途上国で行う開発協力事業を支援するためその事業費の一部を補助するもの。日本NGO連携無償資金協力を補完するものであり、開発協力事業促進のための支援を行う。
	NGO活動環境整備支援事業 (97)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
農林水産省	海外農林業協力NGO等活動促進事業 (46)	NGOによる農林業協力を推進するため、NGOの海外活動現場への専門家派遣、NGO人材育成、農林関係NGOデータベースの整備等技術的観点からの支援を実施する。
	国民参加海外森づくり事業 (69)	NGO・国民参加型の民間協力による海外植林を推進するため、①海外林業に関する情報提供および国際ワークショップの開催等による情報交換、②小規模植林モデル林の造成およびNGO等の植林プロジェクト形成能力強化に対する支援を実施する。
国土交通省	国民参加型国際建設協力支援事業 (13)	災害復旧、防災、居住環境改善、生活インフラ整備等の建設分野でNGOが行う国際協力活動を支援する。
	民間協力支援事業 (5)	運輸部門の国際協力において、政府ベースでは行き届かないきめ細かい草の根活動を行っているNGO等に対して、国際協力プロジェクトに参加する専門家の派遣費や現地における活動費に対する支援を行う。

(2) 主な事業概要と実績

① 国際開発協力関係民間公益団体(NGO事業)補助金

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期◆

1989年度、NGO事業補助金として1億1,000万円
の予算額で創設。

◆経緯・目的◆

NGOによる開発協力活動は、開発途上国住民
に直接利益となる草の根レベルでの事業実施、柔
軟・迅速かつきめの細かい援助が可能である等の
多くの利点があり、国民参加による開発協力を推進
する見地からも重要な役割を果たしている。

このような認識の下、NGO補助金は、日本のNGO
が開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支
援するために1989年度に導入され、以後、NGOプロ
ジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大
きな役割をはたしてきた。しかしながら、行政改革に伴
う国庫補助金の廃止・削減の一環として予算の削減
が続き、開発協力事業のうち事業促進支援を除くそ
他の支援については、2003年度をもって終了した。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

本補助金は、日本のNGOが開発途上国で行う
開発協力活動に対し、その事業費の一部を補助す
る制度である。

本補助金の一件当たりの交付額は、原則として
50万円以上1,000万円以下とし、交付要綱に定め
る補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に
対し、当該総事業費の2分の1以下かつ補助金交
付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が
決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基
づき実施される。

2007年の補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト企画調査事業
- (2) プロジェクト評価事業
- (3) 組織運営・活動能力向上事業

◆審査・決定プロセス◆

毎年、年度当初に公募(外務省政府開発援助
ホームページ等に掲示)し、補助金申請の受付を行
う。

本補助金の申請は、NGOより外務大臣(主管:国
際協力局民間援助連携支援室)に対して申請書お
よび添付書類等の提出をもって行われ、外務省に
おいて下記の諸条件等に基づき申請事業が審査
され、補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本のNGOで、原則として次の要件をみたす団
体。

- (イ) 開発途上国における開発協力事業を主な
活動目的とするNGOで、本邦内に実体的に住
所を有するもの。
- (ロ) 自ら人員を現地に派遣してプロジェクトを実
施し遂行すること。
- (ハ) 団体の年間の開発協力事業費が100万円
以上で、過去2年間以上にわたり自ら人員を派
遣し補助対象事業に準じた事業の活動実績
を有すること。
- (ニ) 補助金適正化法等に基づき当該事業を実
施・管理する能力を有すること。
- (ホ) 政治的、営利的、宗教的活動は類似の行
為も含めて一切行わないこと。

(2) 対象国

原則として

- (イ) 世界銀行ガイドラインによるIDA(国際開発
協会)適格の所得水準の開発途上国であるこ
と(2007年度においては、2005年の国民一人
当たりのGNIが、1,675ドル以下の国)。
- (ロ) 本補助金事業を実施した場合に援助効果
が期待される開発途上国であること。

(3) 対象事業の選定基準

- (イ) 事業の実施を通じて、当該NGOが開発途
上国において行う草の根レベルの開発協力事
業の効率性・効果性を高めることができること。
- (ロ) 組織運営・活動能力向上支援事業につい

ては、当該NGOが十分な実施体制を有していること。

(ハ) 事業の実施にあたっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(4) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

上記基準および団体の活動実績・事業内容の妥当性等を審査の上、交付決定を行う。交付決定団体には通知を送付する。

事業実施過程において事業の変更(軽微なものを除く)および補助対象の取得財産譲渡等が発生する場合には、外務大臣に対する承認申請の提出が必要となる。

また、年度の途中において必要に応じて実施状況報告を求めるとともに、事業完了後は速やかに事業完了報告書および帳票等の提出を受け、外務省において確認の上、補助金が交付される。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2007年度の実績は、11団体の13事業に対し、約3,307万円を交付している。

◆分野別実績◆

補助金交付額で見ると、2007年度は組織運営・活動能力向上事業、プロジェクト企画調査事業、プロジェクト評価事業の順になっている。

5 主な国際機関の概要と実績

① 独立行政法人 国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆開始時期・経緯◆

独立行政法人国際協力機構(以下JICA)は、国際協力事業団(1974年8月に設立)の業務を引き継ぎ、政府ベースの技術協力等を実施する機関として、独立行政法人国際協力機構法に基づき2003年10月に設立された。なお、2006年11月の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の成立を受け、2008年10月には技術協力、有償資金協力および無償資金の3援助手法を一元的に実施することとなっている(詳細は本編137ページ囲み4「新JICAの発足」を参照のこと)。

◆目的◆

開発途上地域に対する技術協力の実施、無償資金協力の実施の促進、開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務等を行い、これらの地域等の経済および社会の発展または復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

- (1) JICAは、政府の定める方針の下、技術協力(研修員受入、青年招へい、専門家派遣、技術協力プロジェクト、開発調査、援助効率促進等)、無償資金協力の実施促進、開発協力、青年海外協力隊派遣等の各種事業を実施している(詳細はそれぞれの事業の概要説明を参照のこと)。
- (2) 技術協力は、開発途上国の国づくりの基礎となる「人づくり」を目的とする援助であり、150か国以上の開発途上国を対象に実施している。日本の技術や知見を相手国の当該分野で指導的な役割を担う人々(技術協力の「カウンターパート」)に伝える。カウンターパートを通じてその技術が当該開発途上国の国内に広く普及することにより、当該国の経済・社会発展に寄与することとなる。現在、技術協力は、保健医療・飲料水の確保等の基礎生活分野からコンピューター技術や法律・制

度の整備等の先端技術やソフト面の協力を含む幅広い分野に及んでいる。

- (3) 無償資金協力業務について、資金の供与(支払い業務)は日本政府(外務省)が直接行っているが、JICAでは無償資金協力業務のうち、一般プロジェクト無償、水産無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困農民支援、食糧援助、留学研究支援無償、文化無償(一部)について、適切かつ円滑に進めるための業務を行っている。具体的には施設の建設および資機材の調達を行うために必要な基本設計の調査団の派遣、無償資金協力がスムーズに行われるための調査、斡旋、連絡等の業務や援助プロジェクトのフォローアップのための調査等を行っている(詳細は無償資金協力の概要説明を参照のこと)。
- (4) その他、海外での大規模な自然災害が発生した場合の援助である国際緊急援助隊業務や、日本の青年男女が、開発途上国で現地の人々と生活を共にしながら経済・社会の発展に協力する青年海外協力隊やシニア海外ボランティアといったボランティア派遣事業、経済・社会基盤の整備を中心とした公共的な開発計画を目的とする調査、あるいはそのような計画の基礎となる基礎的情報の整備のための調査を行う開発調査事業等を行っている。

◆審査・決定プロセス◆

開発途上国政府から在外公館を通じ要請された案件の採択については外務省が行っている。JICAにおいては、要請案件に関し、先方政府の開発政策(重点課題)との整合性、優先順位、緊急性、技術水準の適正度、期待される成果等を考慮し、要請された各案件の妥当性につき検討し、JICAとしての見解を外務省に提出している。

近年、JICAでは、案件の発掘・形成の段階から、情報収集や各国の有する課題の分析に努め、相手国政府との対話を通じ、具体的な協力案件をつくり上げる取組を開始している。

① 独立行政法人 国際協力機構(JICA:Japan International Cooperation Agency) / ② 独立行政法人 国際交流基金(The Japan Foundation)

◆決定後の案件実施の仕組み◆

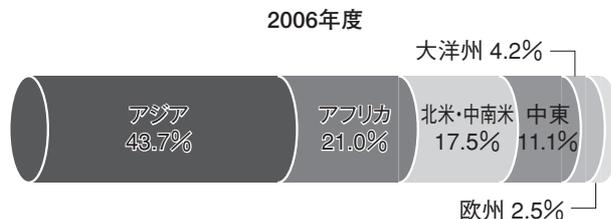
開発途上国政府からの要請に対しては、外務省から在外公館を通じ、日本政府の採択結果を通報し、採択案件については、JICAが各事業形態ごとに必要となる手続きを進めている。

3. 最近の活動内容

◆概要◆

2006年度のJICAの当初予算額は約1,619億円、対前年度秘は4.1%減である。内訳は、交付金が約1,575億円、受託費約31億円等となっている。また、日本が実施する無償資金協力の外務省予算1,682億円のうち、JICAが実施促進を担当した無償資金協力の供与額は1,104億円(65.6%)である。

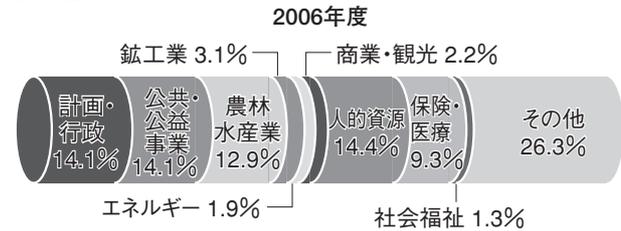
◆地域別実績◆



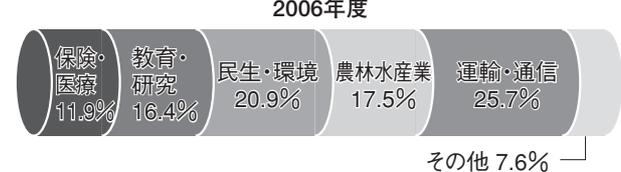
* JICA実績より、2地域以上にまたがる協力(全世界)および国際機関に対する協力を除いた実績。

◆分野別実績◆

技術協力



無償資金協力



4. より詳細な情報

◆書籍等◆

「国際協力機構年報(国際協力機構編)」政府開発援助およびJICAを取り巻く最近の状況と、JICAが実施する技術協力等の事業の実績を取りまとめている。例年10月上旬に発行。

◆ホームページ◆

- ・(独)国際協力機構(JICA): <http://www.jica.go.jp/>

② 独立行政法人 国際交流基金(The Japan Foundation)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

1970年代初め、日本と海外との文化交流事業の必要性が内外で高まる中で、大規模な基金を有し、かつ強力な実施組織を備えた文化交流機関として、その設立準備がはじめられ、1972年10月、国際交流基金法に基づく特殊法人として設立され、2003年10月、独立行政法人国際交流基金となり、新たなスタートを切った。

本基金の目的は、独立行政法人国際交流基金法第3条により、「我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備ならびに我が国の調和ある対外関係の維持および発展に寄与することを目的とする」と定められている。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

国際交流基金は、日本初の国際文化交流の専門機関として、日本研究、知的交流、日本語教育、芸術、出版・映像メディア、スポーツ、生活文化等幅広い分野で、人の交流を基本とした文化交流事業を実施しているが、自ら企画・実施する主催事業と内外の機関・団体・個人が実施する文化交流事業に対し主として資金援助を行う助成事業に大別される。

◆審査・決定プロセス◆

主催事業については、基金本部、海外事務所、在外公館等を通じて収集する諸国・地域の情報や文化事情、諸分野の有識者の意見等に基づいて企画し、関係機関・団体との交渉、協議、調整等あるいは共催契約締結を行い、実施する。助成事業については、プログラムガイドラインや広報資料等に

よる広報・公募を行い、海外事務所および在外公館等を通じて申請を受けた後、申請機関・団体の適格性や実績、当該分野における申請事業の意義、事業内容および予算計画の適正性、助成効果等について、海外事務所、在外公館および諸分野の有識者等の意見を含めて検討し、助成対象事業を決定する。なお、事業評価システムに関するガイドラインを整備し、同ガイドラインに基づく事業評価を行い、審査・決定プロセスにおける客観性の向上を図っている。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

助成対象事業が決まると、助成対象者名(機関・団体の場合は代表者名を含む)、対象事業の名称・期間、助成対象項目、助成金額等を明記した通知書を、助成金の適正使用、対象事業に関する各種変更の際の通知、事業終了後の報告等の助成金交付条件とともに助成対象者に対し発出し、助成対象者による条件の受諾等の確認手続きを経て助成金を支払う。

対象事業の実施に際しては、本部、海外事務所あるいは在外公館により適宜現地視察・確認を行い、また、事業終了後は、各助成対象者から実施状況、反響および自己評価等の報告を受ける。

3. 最近の活動内容

◆活動の概要◆

国際交流基金は、政府開発援助対象国に対し、日本語教育専門家・客員教授の派遣を通じた日本語教育・日本研究への支援事業やスポーツ専門家派遣等による文化協力等を行っており、これらに係る2008年度予算は、総額177.6億円の内、政府開発援助分は80.9億円を計上している。

◆地域別・国別実績◆

(2005年度と同様に2007年度は、アジア地域との文化交流事業が件数、金額ともに最多。事業実績額上位5か国は中国、インドネシア、ブラジル、インド、タイとなっている。)

◆主要分野別実績◆

▶海外における日本語教育・学習への支援

日本理解と国際相互理解を深める観点から日本語教育・学習を支援するため、開発途上国の日本語教育機関におけるネットワーク形成と強化、日本語

能力試験の海外実施、海外日本語教師の訪日研修、海外の日本語学習者向け支援等の事業を実施した。

2006年度に基金が実施した海外日本語教育の実情調査によると、海外の日本語学習者数は約298万人であり、これは3年前の調査結果に比べ約62万人、26%以上増加しており、日本の支援がさらに重要となっている。ちなみに、政府開発援助対象国の学習者数は、中国(香港を含む)、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、ブラジルほかの順となっている。各国での日本語教育にあたるため、日本語教育専門家等を大学や教育省、日本センター等の海外の教育機関に派遣した。また、附属機関の日本語国際センターおよび関西国際センターにおいて、日本語教師研修、専門日本語研修(外交官・司書・研究者・大学院生等)、日本語学習奨励研修を実施し、政府開発援助国からも多くの研修生を招へいしている。日本語能力試験は、海外49か国・地域137都市で約43万人が受験した(政府開発援助国は、28か国、83都市で、約26万人が受験)。また、インターネットを活用した日本語教育情報を提供しており、ホームページの年間アクセス件数は771万件を超えている。

▶日本研究と知的交流の促進

海外の有識者層および一般市民の対日理解や日本と海外の有識者層のネットワーク形成等を促進するため、政府開発援助対象国における日本研究支援や知的交流の様々な事業を実施した。

日本研究分野では、各国において中核的な役割を担う日本研究機関に対し、日本からの客員教授の派遣や教員ポストの新設、研究・会議の開催や図書拡充に対する支援を実施した。また、個人に対する支援としては、海外の日本研究者や博士課程在籍者が滞日研究を行うためのフェローシップを実施した。

中国については、中国教育部との合意に基づき、北京日本学研究中心の運営に協力している。同センターは1985年に開設され、現在、北京外国語大学および北京大学の2か所において日本研究・日本語教育の専門家の派遣、大学院生の招へいのほか、教材や研究用図書の寄贈等を行っている。

▶ 文化芸術交流の促進

政府開発援助対象国への日本文化紹介や文化芸術交流を通じた相互理解促進、文化芸術分野における国際貢献を行うため、人物の派遣・招へい、文化協力、市民青少年交流、造形芸術・舞台芸術・メディア交流等、さまざまな事業を実施した。

人物の派遣・招へいでは、日本文化を紹介するため、文化人、芸術家を海外に派遣する一方、海外の一流の文化人や専門家グループの招へい等を行った。

文化芸術分野での文化協力は、開発途上国における文化遺産保存・修復や人材育成のため、日本からの専門家派遣やワークショップ開催等を行った。

市民青少年交流では、日本と諸外国との市民レベルの交流事業を助成したほか、世界各地の52

か国(うち、政府開発援助対象国35か国)から中学・高校教員をグループで招へいした。

舞台芸術関連では、日本・ラオス共同作品の創作とラオス公演事業およびバリヒンドゥ伝統儀礼舞踊「チャロンアラング〜ランダの舞」保存事業に助成を行った。

4. より詳細な情報

◆書籍等◆

- ・「国際交流基金年報 2007年度事業報告」
- ・「平成19年度(2007年度)国際交流基金 事業実績」(以下のホームページで公開予定)

◆ホームページ◆

- ・(独)国際交流基金(The Japan Foundation):
<http://www.jpff.go.jp>

③ (財)海外漁業協力財団(海外漁業協力事業)

1. 経緯および目的

第3次国連海洋法会議を契機とした沿岸国による200海里水域の設定および外国漁船の締め出しの動きを踏まえ、日本の漁船の海外漁場の確保を図るためには、これら関係沿岸国からの多様な漁業協力要請に迅速に答えていくことが必要不可欠となった。このため、1973年6月、海外漁場の確保と海外漁業協力とを一体的に推進する目的で設立された。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

海外漁業協力財団は、技術協力事業と貸付事業を有機的に連携させ、関係沿岸国の漁業開発振興に協力するとともに、日本の海外漁場確保にも資するとの基本方針の下に事業を実施している。具体的には、入漁協定を締結している等日本と漁業関係が深い沿岸国を対象に、これら諸国からの協力要請に基づく、漁業技術の習得等のための研修生の受入、漁業分野の専門家の派遣、水産関連施設の修理・修復、沿岸漁業開発、養殖開発、水産流通網の整備の技術協力プロジェクトを、迅速かつきめ細かに実施している。また、日本の漁業者が行う海外漁業合弁等協力事業を促進・支援するため

に、貸付事業を行っている。

◆審査・決定プロセス◆

技術協力事業については、関係沿岸国からの要請に基づき、十分な事前調査と関係漁業団体、監督官庁との協議を行い、当該関係沿岸国の漁業振興および日本の漁船の海外漁場確保との関連で効果的かつ妥当と認められる案件を選定、決定している。

貸付事業については、海外漁業協力事業を行う本邦法人等からの資金の借入れ申込みを受け、海外漁業協力財団貸付規程等の定めるところに従って審査を行い、決定している。

◆決定後の案件実施の仕組み◆

技術協力事業については、関係沿岸国政府との協議のうえ当該国政府との間で締結する覚書および実施計画書に基づき、速やかに実施している。

貸付事業については、貸付の決定後、貸付けの相手方より約定書等、貸付の実行に必要な書類を徴求するとともに、債権の保全のために必要な措置を講じ、海外漁業協力事業資金の実需に応じて貸付金の交付を行っている。

3. 最近の活動内容

◆ 概要 ◆

技術協力事業においては、2006年度は、研修生受入が104人、専門家派遣が9人、プロジェクトが20件であり、2007年度は、研修生受入が95人、専門家派遣が6人、プロジェクトが21件であった。

貸付事業においては、2006年度は、マダガスカル、モザンビーク、インドネシア、ベトナム、アルゼンチンにおける日本の漁業者の出資に係る現地法人に対する投融資資金および沿岸漁業等の開発振興に必要な資金について5か国・地域、6件の貸付けを実施し、2007年度は、マレーシアにおける日本の漁業者の出資に係る現地法人に対する投融資資金に必要な資金について1か国・地域、1件の貸付けを実施した。

◆ 地域別実績 ◆

2006年度は、研修生受入はアジア地域が51人、次いで中南米地域が21人となっている。専門家派遣は、大洋州地域が5人、次いでアジア地域が4人である。プロジェクトは、大洋州が10件、次いでアフリカ地域が8件となっている。

2007年度は、研修生受入はアジア地域が51人、次いで中南米地域が20人となっている。専門家派遣は、大洋州地域が4人、次いでアジア地域が2人である。プロジェクトは、大洋州が12件、次いでアフリカ地域が8件となっている。

◆ 主要な事業 ◆

日本の遠洋漁業にとって重要な漁場となっている太平洋島嶼国9か国(キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、ナウル共和国、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、マーシャル諸島共和国およびミクロネシア連邦)においては、専門家がこれら各国を巡回し、水産関連施設の修理、修復を行いながら当該施設のメンテナンスに係る技術移転を行うとともに、漁業普及指導員による指導および助言や研修会を開催することにより、漁業協同組合等の漁民組織の自立化を促進するための協力を実施しており、小規模ではあるが、小回りのきく、相手国のニーズに迅速に対応した技術協力として当該島嶼国から高い評価を得ている。

また、商業漁業における海亀の混獲問題に対応するため、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)およ

びパナマ共和国水産資源庁と共同でパナマにおける海亀混獲削減対策のための混獲等データの収集、混獲回避手法マニュアルの作成・配布、混獲回避装置の導入等の技術協力プロジェクトを行っている。

さらに、アフリカ西岸のギニア湾(大西洋)に面したガボン共和国の排他的経済水域は、日本の遠洋まぐろ漁船にとって重要な漁場であり、同国との民間協定に基づき操業を継続しているが、同国政府の要請に応え、内水面におけるセラピア養殖開発支援プロジェクトを実施し、両国間における漁業分野の友好関係の維持促進を図っている。

(1) 海外研修生受入事業

地域	年度	2006	2007
		受入人数(人)	受入人数(人)
アジア		51	51
アフリカ		11	5
中南米		21	20
大洋州		21	19
計		104	95

(2) 専門家派遣

地域	年度	2006		2007	
		派遣人数(人)	金額(億円)	派遣人数(人)	金額(億円)
アジア		4	0.05	2	0.02
アフリカ		—	—	—	—
中南米		—	—	—	—
大洋州		5	0.56	4	0.48
計		9	0.61	6	0.50

(3) プロジェクト方式の技術協力

地域	年度	2006		2007	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
アジア		—	—	—	—
アフリカ		8	4.45	8	4.56
中南米		2	0.57	1	0.30
大洋州		10	3.57	12	3.86
計		20	8.59	21	8.72

4. より詳細な情報

◆ 書籍等 ◆

なし

◆ ホームページ ◆

・(財)海外漁業協力財団:<http://www.ofcf.or.jp>

④ 独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO: Japan External Trade Organization)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

◆ 開始時期 ◆

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、JETRO）は、日本貿易振興会（1958年設立）の業務を引き継ぎ、2003年10月独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき新たに設立された。

◆ 経緯・目的 ◆

JETROは、日本の開発途上国における経済活動（貿易・投資・技術提携）を拡大するとの観点から、開発途上国の輸出産業育成・対日輸出促進等を支援するために、開発途上国貿易促進協力事業を展開してきた。一方、アジア経済研究所はアジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ等の経済、政治、社会に関する諸問題について、基礎的かつ総合的な調査研究を行い、その成果を普及し、もってこれらの地域との貿易の拡大および経済協力の促進に寄与することを目的として1960年に設立され、1998年にJETROと統合後は、貿易・投資振興並びに地域・開発・経済協力を推進するJETROの附置研究機関として位置づけられた。

その後、時代の要請に対応し、開発途上国への投資促進や裾野産業育成等の産業基盤強化、環境・省エネルギー面での技術協力など、事業の充実化を図ってきている。

2. 事業の仕組み

◆ 概要 ◆

開発途上国等の産業育成支援や、海外活動円滑化のための環境整備等に向けて、専門家派遣や研修員受入れ、展示会開催を行う。また、開発途上国・地域を対象とする研究、成果普及を行う。

◆ 審査・決定プロセス ◆

現地の貿易振興機関、商工会議所等の関係機関のニーズを海外事務所を通じて把握し、案件の内容、実現性、日本の産業界や進出日系企業群等のニーズとの関係や効果および地域的バランス等を十分に検討、選定し、JETRO本部がこれを決定する。

アジア経済研究所においては、政府・産業界・学界等の各層ニーズを把握し、それらを踏まえた上で調査研究方針を決定する。それに基づき提出され

る各調査研究課題案を研究企画委員会において審査し、最終的に研究所が決定する。

◆ 決定後の案件実施の仕組み ◆

案件の決定後、JETRO本部および海外事務所と関係機関との密接な連携のもと、国内外で事業を実施する。

アジア経済研究所においては、各調査研究課題をベースに研究会を組織し、大学等の専門家を交えた研究会活動、海外共同研究、現地調査、資料収集等を実施し、その研究成果を報告書等として刊行するほか、セミナー・シンポジウム等により研究成果の普及を行う。

3. 最近の活動内容

◆ 概要 ◆

(1) 開発途上国等の産業育成支援

開発途上国等の産業構造の高度化を図り、日本企業・進出日系企業の取引相手先の選択肢を拡大するため、開発途上国等の輸出産業・裾野産業の技術レベルが実際に向上することを目指し産業育成への支援を行う。

(2) 海外活動円滑化のための環境整備

新たに形成されつつある東アジア経済圏において日系企業が円滑に事業展開することは、日本の産業全体としての発展に不可欠である。近年の日本の中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、中国を中心に東アジア各国での事業展開を強化し、各地域において（ア）既に進出し、操業を開始している日系企業、（イ）既に進出を決定し具体的な準備作業に入っている日本企業に対し、円滑かつ迅速に業務を開始・維持・拡大するための支援を強化する。

(3) 開発途上国経済研究活動

[1] 研究

● 開発途上国研究

アジア経済研究所の中核的活動。開発途上国・地域および開発問題に関する調査研究を実施する。

● 研究交流

職員の海外派遣、研究者の招へい、国際

会議等への参加・発表等を通じて国際的な研究ネットワークの構築・拡充を図る事業

[2] 成果普及

● 成果普及

研究所の研究成果を官庁、学界、国民各層に幅広く提供し、政策形成、開発途上国理解の促進に資するための事業

● 開発専門家の育成

開発途上国研究に関する蓄積と人的資源を活用し、開発途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する事業

● 研究所図書館

開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し、広く国内外の研究者などに提供する事業

◆地域別実績◆

(単位:億円)

年度		2006	2007
地域		金額	金額
ア	ジ ア	8.5	7.1
ア	フ リ カ	3.5	0.8
中	東	0.5	0.5
中	南 米	1.1	0.6
大	洋 州	0.2	0.0
東欧・中央アジア		0.1	0.0
その他		5.7	4.6
合計		19.6	13.6

◆主要な事業◆

(1) 開発途上国等の産業育成支援

[1] アフリカ輸出産業育成支援事業

日本政府の開発イニシアティブに基づき、東アフリカ産バラ(切花)に対し、専門家による商品改良指導、マーケティング指導を行ったうえ、東京国際フラワーエキスポ2006、2007、2008に継続的に出展支援を行い、東アフリカ産のバラをプロモーションすることで、日本の市場関係者・インポーターの関心を集めた。その結果、特にケニア、エチオピアからの対日輸入量が急増した。

その他の産品では、セミナーの開催を通じてマラウイ産紅茶を日本企業に紹介した結果、大手コーヒーチェーンが19年9月から発売したロイヤルミルクティーにマラウイとケニア産の紅茶をブ

レンドで使用、20年4月からはアイスミルクティーにも同じ茶葉を使用して販売を開始している。さらに大手食品メーカーは20年春に農薬検査を終えマラウイ産茶葉の導入を開始している。

[2] 開発輸入企画実証事業

日本政府の開発イニシアティブに基づき、2007年度からアフリカ諸国など開発途上国の産品を輸入販売しようとする日本企業を支援する事業を開始した。2007年度は公募によりケニア産キオンド(サイザル麻バック)、ケニア製切花ブーケ、マラウイ産茶、モーリシャス製コットン製品の4産品の開発輸入事業を公募により採択。2008年5月の「アフリカン・フェア2008」を通じて成果紹介を行い、4産品とも日本市場で販売が始まっている。

[3] 開発途上国「一村一品」キャンペーン空港展

17年12月「開発イニシアティブ」として公表した支援策の一環として、17年3月から継続的に実施、これまでに延べ70万人以上の来場があった。来場者からは「開発途上国産品が身近に感じられるようになった」、「日本の部屋にもマッチするアフリカ産品があることが分かった」など、日本消費者の開発途上国産品に対する購買意欲を向上させた。

[4] インドネシア一村一品運動支援

ジャワ島中部ジョグジャカルタにて、家具・インテリア製品のパイロットプロジェクト支援(商品開発、マーケティング支援など)を行った結果、対日ビジネスの成功例が生まれるなど、現地産業の発展に貢献した。

[5] マレーシア自動車産業の育成支援

日本・マレーシア経済連携協定(EPA)に盛り込まれた日本・マレーシア自動車産業協力事業(MAJAICO)の一環として、20年3月に「マレーシア自動車産業展」を開催した結果、マレーシアの国民車メーカーであるプロトンと部品メーカー13社が出展、商談件数は266件と前年の380件を下回ったものの、成約件数は前回の約4倍の23件、成約見込み件数も100件と、ビジネスに繋がる商談の比率は上昇した。

[6] ベトナム部品製造業の育成支援

ベトナムが最も発展を求める部品製造業を

支援するとともに、既に同国に進出している日系企業、また新規に進出を検討する企業の課題である原材料・部品の現地調達に貢献すべく、「ハノイ部品調達展示商談会」を開催した。また、併催セミナーを開催、ベトナムの部品産業の現状等紹介、聴講者は2日間でのべ300名にのぼった。本商談会では、ベトナム国内を中心にして、周辺諸国からも出展・参加企業を募り、ハノイにて商談会を実施し、ベトナムの現地調達に資することにあわせ、域内分業の発展にも貢献した。

[7] バングラデシュ輸出有望製品の育成支援

日・バングラデシュ外交関係樹立35周年記念事業の一環として、19年10月に「バングラデシュ展」を開催した結果、11月下旬にダッカ市内で開催されたジャパン・トレード・フェアの開会式典において、バングラデシュ商工会議所連盟ナジール・ホセイン会頭より「バングラデシュの優れた産品を日本で紹介いただき感謝している。大変成功したようで、このような機会を継続的に実施してもらいたい」とのコメントを受けた。

[8] インド繊維産業の育成支援

インド繊維の対日紹介とファッション・デザイン分野における日印交流を目的に、駐日インド大使館と共催で「日印交流年記念ファッションショー」を開催(19年7月26日、大阪)。約300名の招待客にインド繊維の品質や技術の高さを印象付けた。ショーをきっかけとして、日本の大手アパレル・セレクトショップが印側デザイナーを招聘し受注会を行ったり、日本側デザイナーがインドでの事業展開を検討するなど、具体的なビジネスに繋がる契機を創出した。

[9] 「FOODEX Japan 2008」における開発途上国食品等の紹介

開発途上国食品産業の対日ビジネス支援を目的として、20年3月に「FOODEX Japan 2008」内にジェトロ・ゾーンを構成し、出展支援を行った結果、出展企業は開発途上国19カ国・地域から50社、地域別ではアジア23社、オセアニア1社、中東7社、アフリカ12社、中南米7社、が参加し、商談件数は2,266件、成約件数(見込みを含む)は763件、成約金額(見込みを

含む)は約190万USDと、具体的なビジネス成果があがった。

(2) 東アジア等との経済連携促進のための制度整備・運用への貢献

[1] ASEAN・インド物流マップの作成

ASEAN域内の経済統合が進展する中、進出日系企業による最適地生産・調達を支援するため、ASEAN域内の物流ネットワークの現状、各国が取組むべき課題等を取りまとめた「ASEAN物流ネットワーク・マップ」を19年7月に有料出版物として発行した。

同マップの売れ行きは好調に推移し、20年2月には英文版を発行した。

19年度はさらなる実務性・具体性を追及すべく、実際にトラックを試験走行させるトライアル輸送を行い、その映像記録を盛り込むなどのバージョンアップ作業を行った。加えて、インドに対する日系企業の関心の高まりを受け、「インド物流ネットワーク・マップ」の作成に取組んだ。

(3) 開発途上国における環境・省エネルギー協力

[1] 南アフリカでCDM(クリーン開発メカニズム)関連事業を実施

20年1月28～30日にヨハネスブルグで開催された「第2回CDM AFRICA」において、ジェトロは省エネ技術専門家を派遣し、日本の省エネ技術についてのプレゼンテーションを行った。また、同フォーラムに合わせて来訪する南アフリカ企業と日本企業間の排出権取引を支援するため、「排出権取引商談会」を開催し、参加日本企業6社に合計79件の商談をアレンジした。参加企業からは「単独ではアポイントメントが取りにくい事業者に対して、面談が実現できた点大きい」との評価を得た。

(4) 進出日系企業の事業環境改善への支援

中国に設置した「進出企業支援センター」の活動として、各地の日本商工会や日本総領事館などと連携し、在外日系企業が抱える現地法制度等に起因する問題を現地政府に伝え、改善を求めするための政策提言活動に注力した。

(5) 開発途上国経済研究活動

[1] 研究

① 開発途上国研究

研究課題を重点研究、経常研究、基礎研究、機動研究に分類し、調査研究活動を実施した。

● 重点研究

第二期中期計画で「中国総合研究」、「インド総合研究」、「東アジアにおける地域統合」、「貧困削減と開発戦略」に重点を置くことと定め、以下の研究を実施し、アジ研選書や外部出版として成果をまとめた。

- 中国の企業—改革と高度化への挑戦
- 中国の政治的安定性の課題—リスク要因と政治体制の変容
- 産業クラスター形成に関するフローチャート・アプローチ—内生的R&D・イノベーション・メカニズムを中心に
- アフリカにおける紛争後の課題
- インド経済—成長の条件、等

● 経常研究

研究所がこれまで継続的に実施してきた、基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、マクロ経済予測、貿易統計データベースの維持など、開発途上国に関わる基盤的研究を引き続き実施した。

- アジア諸国の動向分析
- 東アジア地域のマクロ計量モデル開発(I)
- 貿易指数の作成と応用(II)
- 2005年アジア国際産業連関表の作成と利用
- BRICs国際産業連関表の可能性

● 機動研究

多様な社会ニーズに応える調査研究を実施するため、開発途上国に関係する政策立案者や国民の関心が高い政治・経済情報について緊急発生的な問題を機動的に分析した。また、その成果を迅速かつ的確に、情報分析レポートとして刊行するとともに、セミナー等により情報提供を行った。

- アフリカ開発援助の新課題—アフリカ開発会議TICAD IV、と北海道洞爺湖サミット、等

● 基礎研究

開発途上国・地域が直面する経済、政治、

社会の諸問題について、基礎的・総合的研究を実施した。2007年度は37研究会を実施した。

- アジア開発途上国における選挙と民主主義 等

② 研究交流

国際機関、国内外の大学・研究機関、研究者との研究交流促進およびネットワークの強化を図った。

● 海外研究員制度

国際的な研究ネットワークを拡大・強化、研究交流の促進を図るため、国際機関・大学・研究機関に研究者を派遣した。2007年度中に5名が赴任、2名が転任、12名が帰任した。

● 海外客員研究員

海外客員研究員は、研究所カウンターパートとの効果的な連携のもと、開発途上国経済あるいは開発途上国と日本との関係についての調査研究を行うとともに、研究報告、国内調査旅行、日本研究セミナー等に参加し、研究交流に貢献した。2007年度は、新たに10名の海外客員研究員を受け入れた。

● 国際会議への参加・発表の促進

研究所の研究成果を広く世界に発信するため、海外の学会、国際シンポジウム等において研究所の研究成果を発表する機会を増やすなど国際的知的貢献の強化を図った。2007年度は、21の海外の学会および国際シンポジウム等に延べ25人が参加し、研究発表を行った。

[2] 成果普及

① 成果普及

● 出版

所内外のレフェリーおよび編集委員会の協力を得て、『アジア経済』、『アジ研ワールド・トレンド』、『アジア動向年報』、研究双書、アジ研選書、情勢分析レポートを刊行した。また英文ディスカッションペーパーを45本刊行しウェブサイトに掲載したほか、マクミラン(英)、NUS Press(シンガポール大学出版局)から英文学術書を刊行し、ブラックウェル(英)から英文機関紙電子版の刊行を継続するなど海外における出版

物の利用拡大に努めた。

● ウェブサイト

英文ディスカッションペーパーの掲載数の増加に伴い、論文のダウンロード件数が約175万件となった。

● 講演会・セミナー・国際シンポジウム等

国際シンポジウム「貧困削減を越えて一低所得国のための開発戦略」(世界銀行、朝日新聞社と共催)を開催し、ニューヨーク大学のウィリアム・イースタリー教授らを迎え、低所得国に対する新たな国際援助のあり方を議論した。国会議員、政策立案者、開発援助機関関係者、研究者等の出席があり、高い評価を得た。

また、中国からアフリカ研究者を招き、日中双方の視点からアフリカを見るという今までにない切り口で「成長するアフリカー日本と中国の視点」と題し、国際ワークショップ(非公開)およびセミナー(公開)を開催し、非公開の国際ワークショップでは政策立案者、開発援助機関関係者、研究者等の参加を得て政策提言などを行った。

② 開発専門家の育成

2007年度は、日本人・外国人研修生の受け

入れおよび授業を行った。また、これまでに研修を終えた外国人研修生を対象とするフォローアップ研修に加え、開発援助の現場で活躍する日本人修了生を講師とする「アイデア開発問題セミナー」および「アイデア実践講座」を実施するとともに「国際協力キャリアフェア2007」(国際協力キャリアフェア2007実行委員会主催)に参加した。

③ 研究所図書館

非来館型サービスの拡充に向けたデジタルライブラリー化の一環として「フォトアーカイブス」、「アジア動向データベース」、「新聞所蔵目録データベース」の構築を行い、公開した。また、図書館間相互貸借(ILL)を積極的に進めた結果、国立情報学研究所の図書館間相互貸借(NACSIS-ILL)において加盟する全1,537館中第6位にランクされた。

4. より詳細な情報

◆ ホームページ ◆

- (独) 日本貿易振興機構(JETRO):

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

<http://www.ide.go.jp/Japanese/>

⑤ 貿易保険

1. 設立の時期・経緯・目的

◆ 開始時期 ◆

1989年度

◆ 経緯および目的 ◆

貿易保険は、貿易取引、対外直接投資等に伴うリスクを政府がカバーすることにより、日本の民間企業の海外における事業活動の活発化、円滑化を図るものである。

重債務貧困国等に対する付保商業債権を含む債務の免除措置は、重債務貧困国等の債務返済負担を大幅に軽減することになり、該当国に援助と同等の効果をもたらしている。この措置は、OECD/DAC(開発援助委員会)のリストにおいても政府開発援助対象とされている。これらの重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施は、相手国の

経済再建に対する協力の観点から政府間の国際的合意に基づき行うものであり、これに必要な負担を被保険者のみに求めることはできないため、国全体の負担として一般会計から繰り入れを実施している。

1988年：最貧国を中心に債務削減開始(トロントスキーム：削減率33%)

1991年：削減率の引き上げ(ロンドンスキーム：削減率50%)

ポーランド、エジプトに対する元本50%相当の債務削減を実施

1994年：削減率の引き上げ(ナポリスキーム：削減率67%)

1996年：削減率の引き上げ(リヨンスキーム：削減率80%)

1999年：削減率の引き上げ(ケルンスキーム：削減率原則90%、必要に応じ90%以上削減)

2000年：削減率の引き上げ(沖縄スキーム：削減率必要に応じ100%)

2005年：イラク(80%削減)

2006年：ナイジェリア(67%削減)

2. 事業の仕組み

上記の債務削減措置による貿易保険の負担を補てんするため、一般会計(政府開発援助)から貿易保険特別会計(2001年度から貿易再保険特別会計)への資本繰入れを累次実施。

3. 最近の活動内容

◆ 概要 ◆

2006年度繰入実績：48億円

2007年度繰入実績：25億円

2008年度繰入予定：24億円

4. より詳細な情報

◆ 書籍等 ◆

なし

◆ ホームページ ◆

- 貿易保険制度については以下を参照：

<http://www.nexi.go.jp>